

全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料

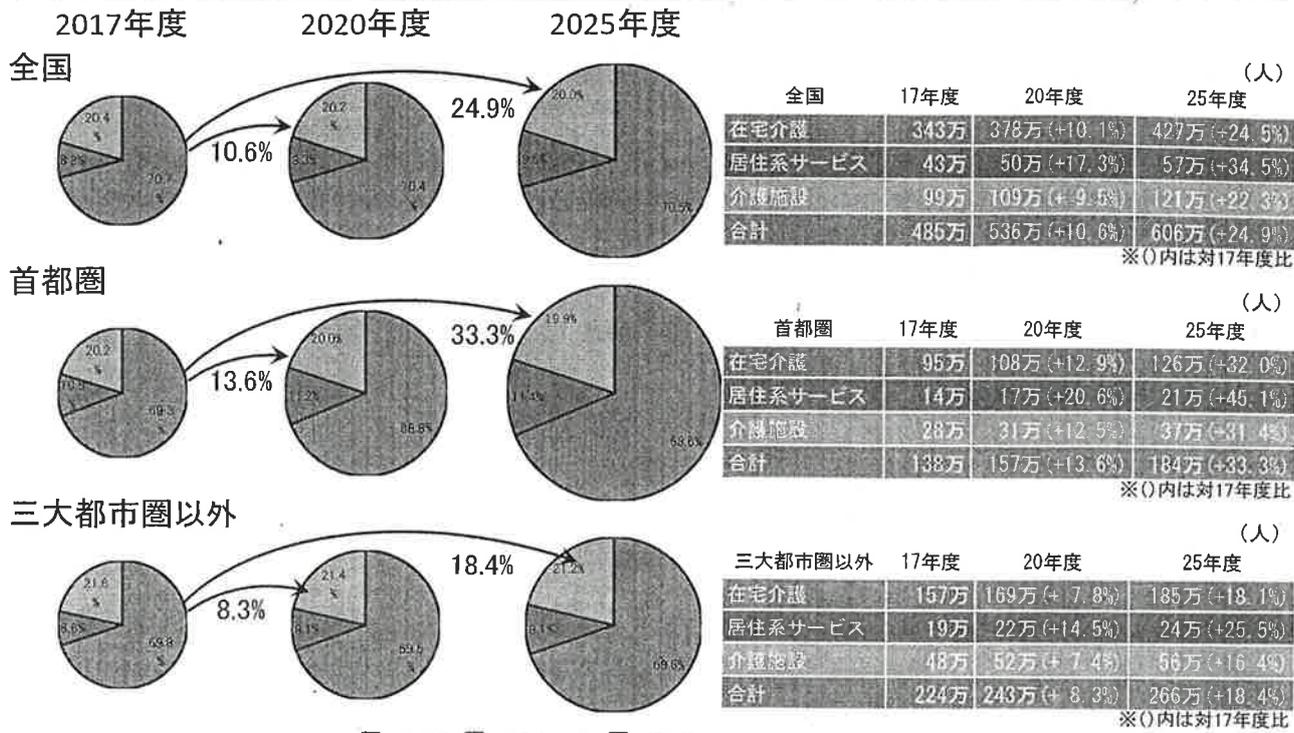
平成 31 年 3 月 19 日 (火)

厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

地域別の介護サービス量見込み

- 2025年度に向けて、介護サービス量は、全国では24.9%増加し、首都圏では33.3%増加する見込み。
- 在宅介護・居住系サービス・介護施設の割合に着目すると、在宅介護・介護施設の割合は微減する一方、居住系サービスは微増する見込み。この傾向は、首都圏で特に顕著。



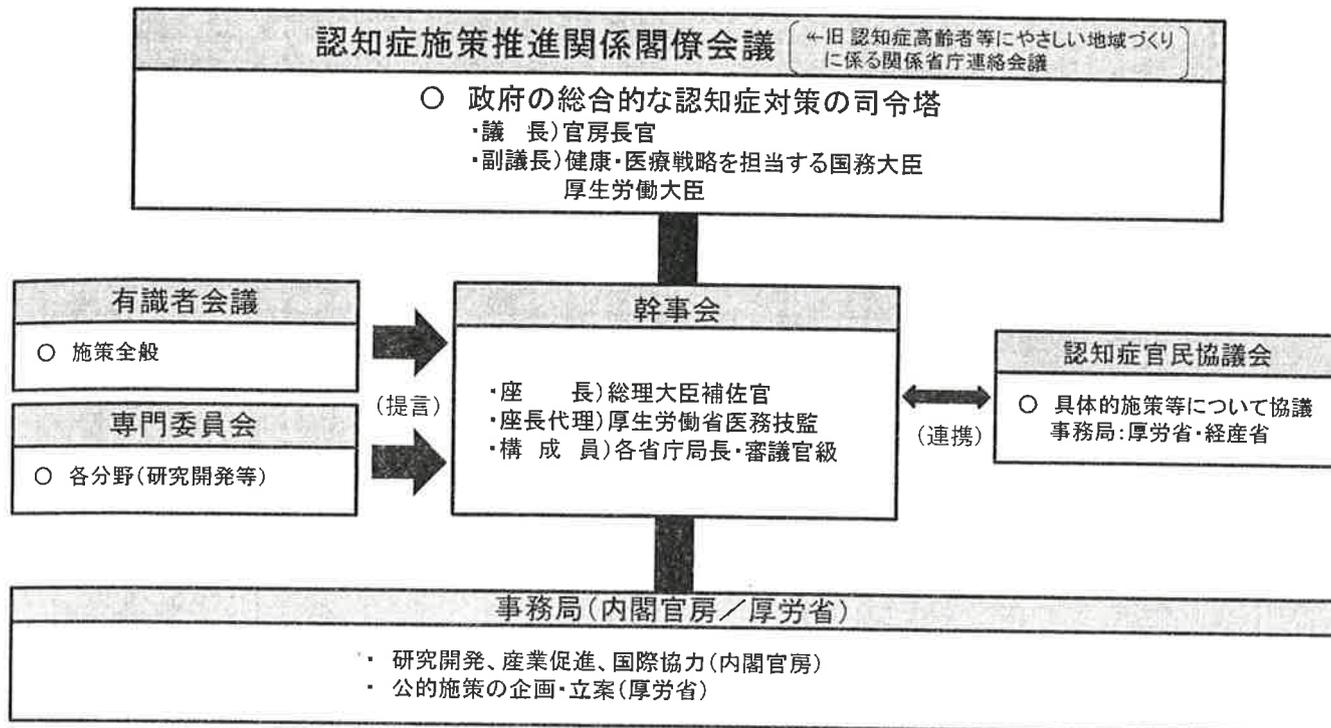
注)端数処理のため合計は一致しない

(注)「首都圏」は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の合計。「三大都市圏以外」は、首都圏、中京圏(岐阜県、愛知県、三重県)、近畿圏(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)を除いた合計。

Ⅱ-4 認知症「共生」 ・「予防」の推進

推進体制

認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため認知症施策推進関係閣僚会議の設置をはじめ、横断的かつ実質的な推進体制を構築。



44

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要

～ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～ (平成27年1月策定・平成29年7月改定)

- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年
- ・ 策定時の数値目標は、介護保険事業計画に合わせて2017(平成29)年度末等で設定されていたことから、第7期計画の策定に合わせ、平成32年度末までの数値目標に更新する等の改定を行った(平成29年7月5日)

新オレンジプランの基本的考え方

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。



認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

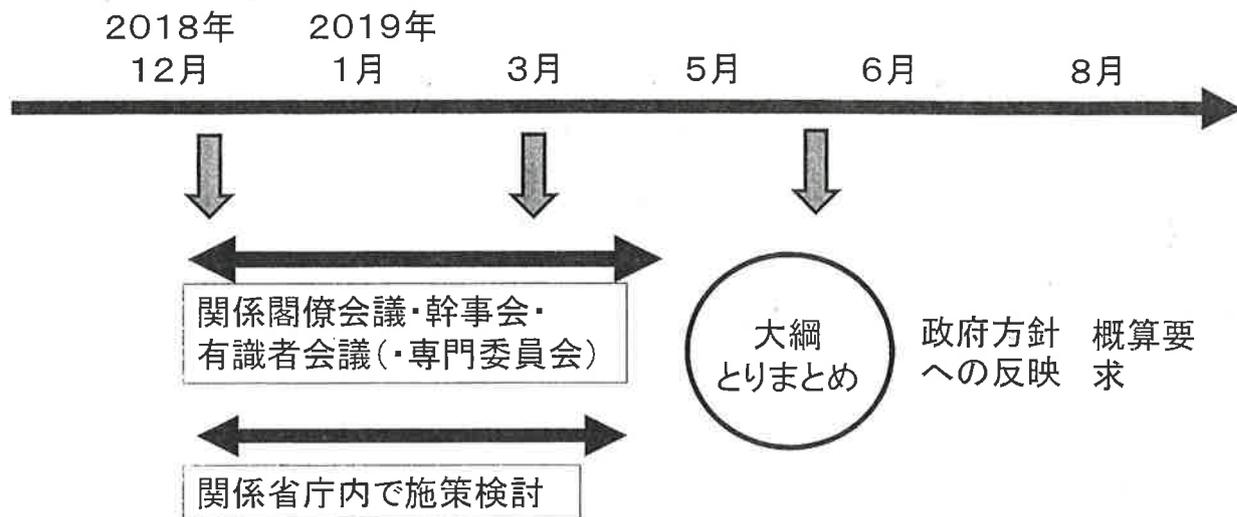
- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

- 七つの柱
- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
 - ③ 若年性認知症施策の強化
 - ④ 認知症の人の介護者への支援
 - ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
 - ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
 - ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

45

スケジュール(案)

関係行政機関からの施策を取りまとめて大綱を策定し、政府方針へ反映。



46

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の進捗状況及び今後の方向性

策定経緯・取り巻く状況

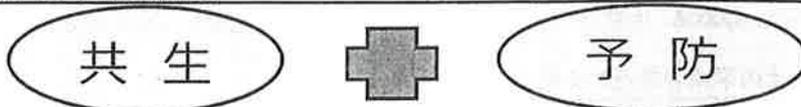
- 高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍とされ、今後も増加が見込まれる。
- 2014年の認知症サミット日本後継イベントにおいて、安倍総理の指示を受け2015年1月に新オレンジプランを策定。

進捗・取組状況

- 2017年7月に改定した数値目標(2020年度末)は15項目設定(次ページ)
 - 認知症サポーターの養成 : 1066万人(2018年9月末)
 - 認知症サポート医の養成 : 8000人(2018年3月末)
 - 認知症初期集中支援チームの設置 : 1736市町村(2018年11月末)
 - 認知症カフェの設置 : 1265市町村(約6千カ所)(2018年11月末) など
- 認知症サポーターの養成について、大人だけでなく小中学生にも広げると共に、認知症の方に関わることの多い業界(金融機関、交通機関、マンション管理など)でも拡大
- 本人・家族視点を重視した、認知症の当事者・家族の方による発信の拡充、社会参加の推進
- 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の着実な推進
「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定
- 新オレンジプランを契機に新たな取組を開始した自治体も多く、認知症の方とその家族を支援する地域資源は着実に増加

今後の方向性

- 厚生労働省が中心的役割を担い、引き続き「共生」を重視しつつ、「予防」の取組も一層強化し、車の両輪として取り組む。



47

新オレンジプランにおける事業の拡大

項目	プラン策定時		2017年度末	目標(2020年度末)
認知症サポーター養成	545万人 (2014.9末)	⇒	1,066万人 (2018.9末)	1,200万人
かかりつけ医認知症対応力向上研修	3.8万人 (2013年度末)	⇒	5.8万人	7.5万人
認知症サポート医養成研修	0.3万人 (2013年度末)	⇒	0.8万人	1万人
歯科医師認知症対応力向上研修	-	⇒	0.8万人	2.2万人
薬剤師認知症対応力向上研修	-	⇒	1.7万人	4万人
認知症疾患医療センター	289カ所 (2014年度末)	⇒	440カ所 (2018.11)	500カ所
認知症初期集中支援チーム設置市町村	41市町村 (2014年度末)	⇒	1,736市町村 (2018.11)	2018年度～ 全市町村
一般病院勤務の医療従事者 認知症対応力向上研修	0.4万人 (2013年度末)	⇒	12.2万人	22万人
看護職員認知症対応力向上研修	-	⇒	1.0万人	2.2万人
認知症介護指導者養成研修	1.8千人 (2013年度末)	⇒	2.3千人	2.8千人
認知症介護実践リーダー研修	2.9万人 (2013年度末)	⇒	4.1万人	5万人
認知症介護実践者研修	17.9万人 (2013年度末)	⇒	26.5万人	30万人
認知症地域支援推進員の設置市町村	217市町村 (2014年度末)	⇒	1,740市町村 (2018.11)	2018年度～ 全市町村
若年性認知症に関する事業の実施都道府県	21都道府県 (2013年度)	⇒	47都道府県	コーディネーターの資質向上 好事例の横展開の推進
認知症カフェ等の設置市町村	-	⇒	1,265市町村 (約6千カ所)	全市町村

48

Ⅱ - 5 持続可能な制度の再構築 ・ 介護現場の革新

49

1. 認知症施策の新たな推進体制について

すでに高齢者の4人に1人が認知症、又はその予備群とされ、今後も、認知症の人は、高齢化の進展とともに大幅に増加すると見込まれる。認知症は、ご本人はもちろん、ご家族や地域社会にも大きな影響を与えるものであり、この課題にチャレンジしていくことは、生涯現役社会の実現に避けて通れないものである。

認知症施策については、これまで厚生労働省が中心となった関係省庁連絡会議において策定した「認知症施策推進総合戦略」いわゆる「新オレンジプラン」を推進してきたが、こうした状況を踏まえれば、さらに踏み込んだ対策を検討し、速やかに実行していく必要がある。そのため、政府全体で認知症施策をさらに強力に推進していくよう、「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置された。また、本会議の実効性を高めるため、各省庁の実務者による「幹事会」、施策全般について提言をいただく「有識者会議」、また必要に応じ研究開発等の専門分野について提言いただく「専門委員会」をそれぞれ設置し、機動的な推進体制を構築することとしている。さらに、本会議の設置に合わせて、経済産業省とともに「日本認知症官民協議会」を設置する予定である。この官民協議会においては、各業界団体が集まり、認知症施策に関する機運を高めていくことを検討している。

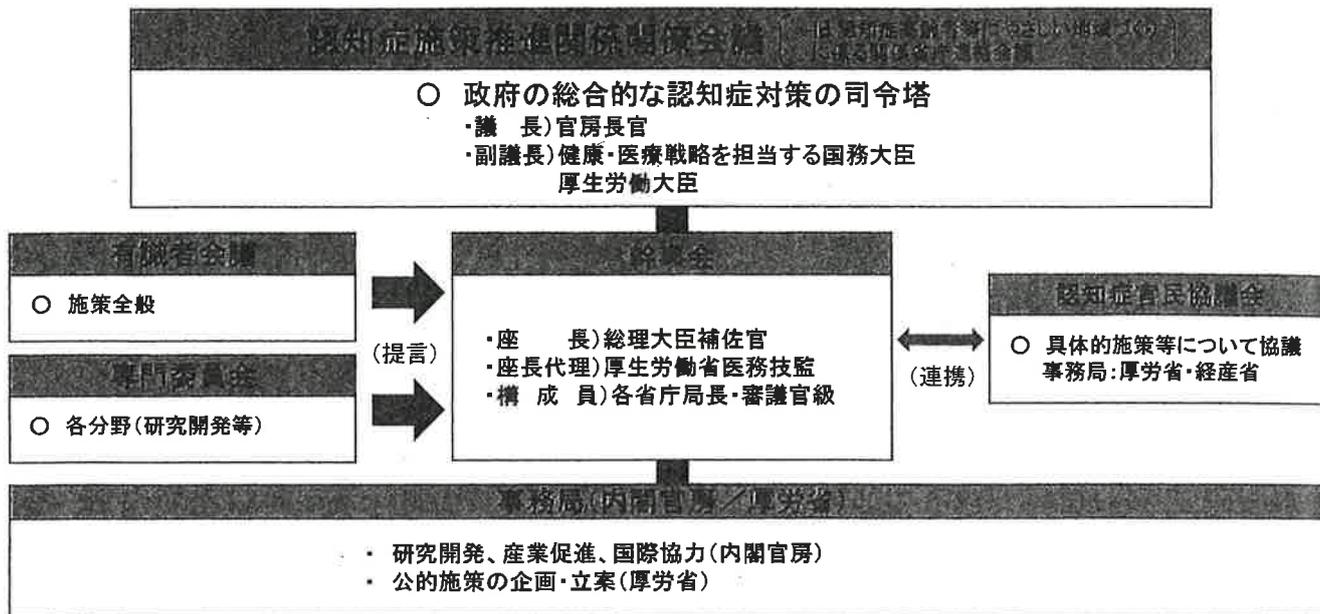
この新たな体制の下、5月ないし6月に新たな認知症に関する大綱をとりまとめる予定としている。具体的には、認知症の人にやさしい地域づくりを通じた「共生」を引き続き柱の一つとしつつ、今後は「予防」も新たな柱とし、

- ・ 認知症を発症しても、住み慣れた地域で安心して暮らすための「認知症バリアフリー」の取組
- ・ 認知症の予防に関する研究とその成果を実用化するための取組、等を推進していく。

各都道府県におかれては、大綱策定まで、引き続き新オレンジプランに基づき、各種研修の効率的・効果的な開催や認知症総合戦略推進事業の活用による管内市町村の課題の共有や専門職の派遣などの取組を進めていただき、引き続き、認知症施策が推進されるよう支援をお願いしたい。

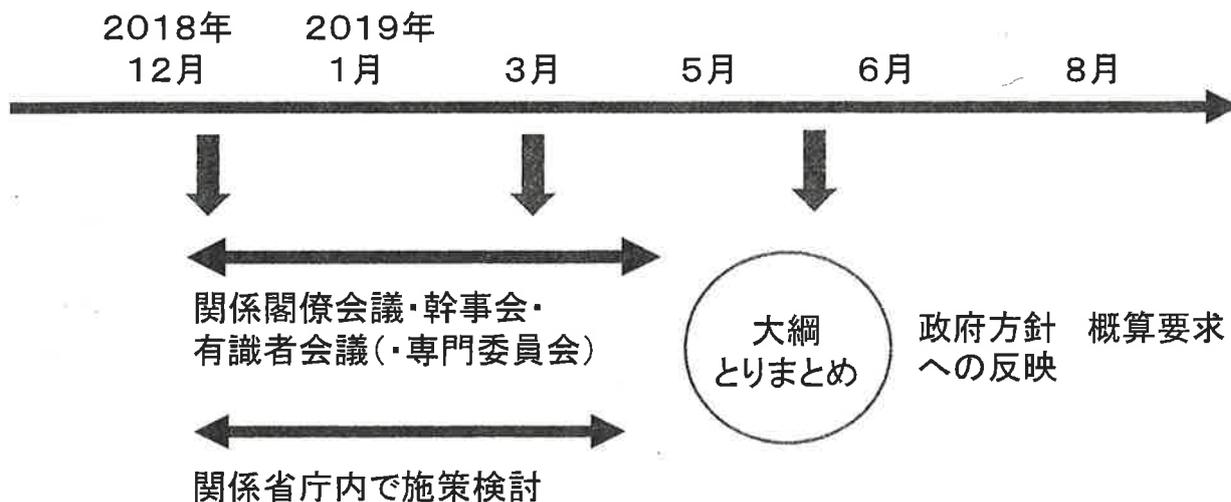
推進体制

認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため認知症施策推進関係閣僚会議の設置をはじめ、横断的かつ実質的な推進体制を構築。



スケジュール(案)

関係行政機関からの施策を取りまとめて大綱を策定し、政府方針へ反映。



2. 認知症初期集中支援推進事業の推進について

認知症初期集中支援チーム（以下「チーム」という）については、平成30年4月までに全市町村に設置することを目標としており、現時点でほぼ全ての市町村に設置されたところである。

今後は、より効果的・効率的なチームの活動に向けた事業の評価や、人材育成等も進めていく必要があることから、各都道府県におかれては、管内市町村の体制、事業計画や実績を改めて確認するとともに、

- ・先進的に取り組まれている市町村の活動事例について、他の市町村に情報共有するための会議の開催

- ・専門職の派遣による訪問支援やチーム員活動等における、指導・助言を通じてチーム活動の底上げを図るとともにチームの活動が円滑に進むよう、引き続き積極的な支援をお願いしたい。なお、上記の実施に当たっては、「認知症総合戦略推進事業」の補助メニューとしていることから、活用も積極的に検討の上、取り組まれない。

また、平成31年度の認知症初期集中支援のチーム員研修会については、今年度と同様の規模で開催する予定である。詳細な案内については、改めて国立長寿医療研究センターよりご案内するので、確認の上、未受講のチーム員については出席について検討されたい。なお、認知症初期集中支援チーム員研修の受講料の他、都道府県が開催するチームのフォローアップ研修など、チーム員やチームの資質向上に関する研修会に要する費用については、従前どおり「地域医療介護総合確保基金」を活用することが可能である。

3. 認知症疾患医療センターの整備の推進について

認知症疾患医療センターは、2020年度末までに全国500カ所の設置、二次医療圏域に少なくとも1センター以上の設置を目標としている。平成31年1月現在の設置数は440カ所、1箇所以上設置されている二次医療圏域数は295圏域であるが、未だ整備されていない圏域も1割程度（40圏域）あることから、各都道府県・指定都市におかれては、医療計画も踏まえた上で、引き続き計画的に整備されたい。

認知症疾患医療センターは、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、身体合併症の急性期治療を行うほか、退院する患者が必要とする介護サービスの提供、地域における見守り等の日常生活面の支援や、家族を対象とした相談支援等に適切につながるよう、個々の患者に対する相談を行う機能を有しており、地域での認知症医療提供体制の拠点として、地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携した支援体制の構築を図る重要な役割を担っている。厚生労働省では、昨年9月に、認知症疾患医療センターが、地域において関係機関と連携の上、認知症の人とその家族を支援している事例をとりまとめて周知した。早期診断・早期対応のための体制整備や医療・介護等の有機的な連携を推進するための参考にしていただきたい。

(参考) URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/000366645.pdf>

なお、厚生労働省では、これまで認知症疾患医療センターの運営に要する経費の一部を助成してきたところであるが、平成31年度予算案においては、新たに認知症の人や家族が診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、診断後の認知症の人や家族に対する相談支援機能を強化するための経費を計上している。すでに補助協議を行っている状況であるが、各都道府県・指定都市においては、趣旨を理解の上、各センターにおける相談体制の強化を図られたい。

「都道府県認知症疾患医療連携協議会」の設置については、各都道府県が各認知症疾患医療センターにおける地域連携体制の支援を行い、事業評価を行うこととしている。当該協議会について、既存の会議の活用も含め実施を徹底いただき、地域の認知症疾患医療センターの役割・機能の充実も含めた体制整備を図られたい。

なお、平成31年度の協議書（兼）実績報告書様式において、上記の相談機能の強化及び都道府県認知症疾患医療連携協議会の開催等にかかる部分等について一部修正しているので留意をお願いする。

認知症疾患医療センター設置圏域数/二次医療圏域数

	二次医療圏域数	認知症疾患医療センター設置圏域数	認知症疾患医療センター数	設置率 (認知症疾患医療センター設置圏域数/二次医療圏域数)
01 北海道	21	10	18	47.6%
02 青森県	6	6	6	100.0%
03 岩手県	9	5	5	55.6%
04 宮城県	4	4	11	100.0%
05 秋田県	8	8	9	100.0%
06 山形県	4	4	4	100.0%
07 福島県	6	6	9	100.0%
08 茨城県	9	9	13	100.0%
09 栃木県	6	6	10	100.0%
10 群馬県	10	9	13	90.0%
11 埼玉県	10	10	10	100.0%
12 千葉県	9	9	11	100.0%
13 東京都	13	12	52	92.3%
14 神奈川県	9	9	12	100.0%
15 新潟県	7	7	9	100.0%
16 富山県	4	4	4	100.0%
17 石川県	4	3	3	75.0%
18 福井県	4	2	2	50.0%
19 山梨県	4	4	4	100.0%
20 長野県	10	5	5	50.0%
21 岐阜県	5	5	8	100.0%
22 静岡県	8	8	15	100.0%
23 愛知県	11	10	12	90.9%
24 三重県	4	4	9	100.0%
25 滋賀県	7	6	8	85.7%

	二次医療圏域数	認知症疾患医療センター設置圏域数	認知症疾患医療センター数	設置率 (認知症疾患医療センター設置圏域数/二次医療圏域数)
26 京都府	6	6	9	100.0%
27 大阪府	8	8	14	100.0%
28 兵庫県	8	8	19	100.0%
29 奈良県	5	3	4	60.0%
30 和歌山県	7	3	3	42.9%
31 鳥取県	3	3	5	100.0%
32 島根県	7	5	6	71.4%
33 岡山県	5	5	9	100.0%
34 広島県	7	7	9	100.0%
35 山口県	8	8	8	100.0%
36 徳島県	3	3	3	100.0%
37 香川県	3	3	6	100.0%
38 愛媛県	6	6	7	100.0%
39 高知県	4	4	5	100.0%
40 福岡県	13	13	17	100.0%
41 佐賀県	5	4	4	80.0%
42 長崎県	8	8	9	100.0%
43 熊本県	10	10	12	100.0%
44 大分県	6	6	8	100.0%
45 宮崎県	7	5	5	71.4%
46 鹿児島県	9	8	10	88.9%
47 沖縄県	5	4	6	80.0%
計	335	295	440	88.1%

認知症疾患医療センター運営事業

平成31年度予算案1,141,874千円
(平成30年度予算額:836,173千円)

- 認知症疾患に関する鑑別診断の実施など、地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動を行う事業（H20年～）
- 平成29年度より、さらなる整備促進のため、診療所型の設置要件に病院を追加し「連携型」を新設
- 実施主体：都道府県・指定都市（鑑別診断に係る検査等の総合的評価が可能な医療機関に設置）
- 設置数：全国に**440か所**（平成31年3月現在 都道府県知事又は指定都市市長が指定）
- 地域包括支援センター等の関係機関と連携して日常生活支援に関する相談支援の強化を新たに実施**

	基幹型	地域型	連携型
設置医療機関	病院（総合病院）	病院（単科精神科病院等）	診療所・病院
設置数（平成31年3月現在）	16か所	365か所	59か所
基本的活動圏域	都道府県圏域	二次医療圏域	
鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） ・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等（1名以上）
検査体制 (※他の医療機関との連携確保対応可)	<ul style="list-style-type: none"> ・CT ・MRI ・SPECT(※) 	<ul style="list-style-type: none"> ・CT ・MRI(※) ・SPECT(※) 	<ul style="list-style-type: none"> ・CT(※) ・MRI(※) ・SPECT(※)
BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関との連携体制を確保	
医療相談室の設置	必須	-	
地域連携機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応 ・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施 ・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療連携協議会」の組織化 等 		

4. 認知症地域支援推進員の活動について

認知症地域支援推進員については、新オレンジプランに基づき、今年度全ての市町村に配置が完了し、地域における医療・介護等の支援のネットワーク構築の要として活躍いただいているところである。

認知症地域支援推進員の能力と経験を活かし、更なる活動の充実を図るため、平成31年度予算案においては、これまでの取組に加え、新たに認知症を有する人をはじめとする高齢者が地域において役割を担うことを通じて、生きがいをもった生活を送ることを支援するための社会参加活動の体制整備に要する経費を予算計上している。地域支援事業の交付金の標準額においても当該取組分を上乗せする予定であるので、都道府県におかれては、市町村がこれらの予算を積極的に活用した事業を展開できるよう支援をお願いしたい。

なお、支援に当たっては、これまで同様、

- ・ 各市町村の認知症地域支援推進員の活動状況の把握や好事例の情報共有のための会議等の開催については「認知症総合戦略推進事業」
- ・ 認知症地域支援推進員の資質向上のための研修会に関する費用については「地域医療介護総合確保基金」

を活用することが可能なため、認知症地域支援推進員の活動の支援及び資質の向上に向けて、活用いただきたい。

平成31年度の認知症地域支援推進員研修については、昨年12月18日付で認知症介護研究・研修東京センターより開催要綱を発出しており、平成31年3月上旬に詳細な募集案内を発出予定である。日程等を勘案の上、未受講の認知症地域支援推進員の受講を積極的に検討し、都道府県において取りまとめの上、申込みいただきたい。

なお、平成30年度の老人保健健康増進等事業において、認知症地域支援推進員の活動事例集を作成している。厚生労働省ホームページにも掲載する予定であるため、市町村や認知症地域支援推進員等に周知をお願いする。

社会参加活動や認知症予防のための体制整備

平成31年度予算案
267億円の内数

○ 認知症を有する人をはじめとする高齢者の中には、これまでの経験等を生かして活躍したいとの声が少なくない。地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症地域支援推進員の取組として、新たに社会参加活動のための体制整備を地域支援事業に位置づけ、その取組を支援。

(具体的な取組例)

- ・ 市町村が適当と認めた者による農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動等の社会参加に対する支援
- ・ 専門家を派遣する等、利用者に対する技術・専門知識の指導・助言
- ・ マルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動を行うために必要な農業生産者や企業等とのマッチング支援
- ・ 好事例を収集し、関係者で共有するなどの普及活動

(主な経費内容)

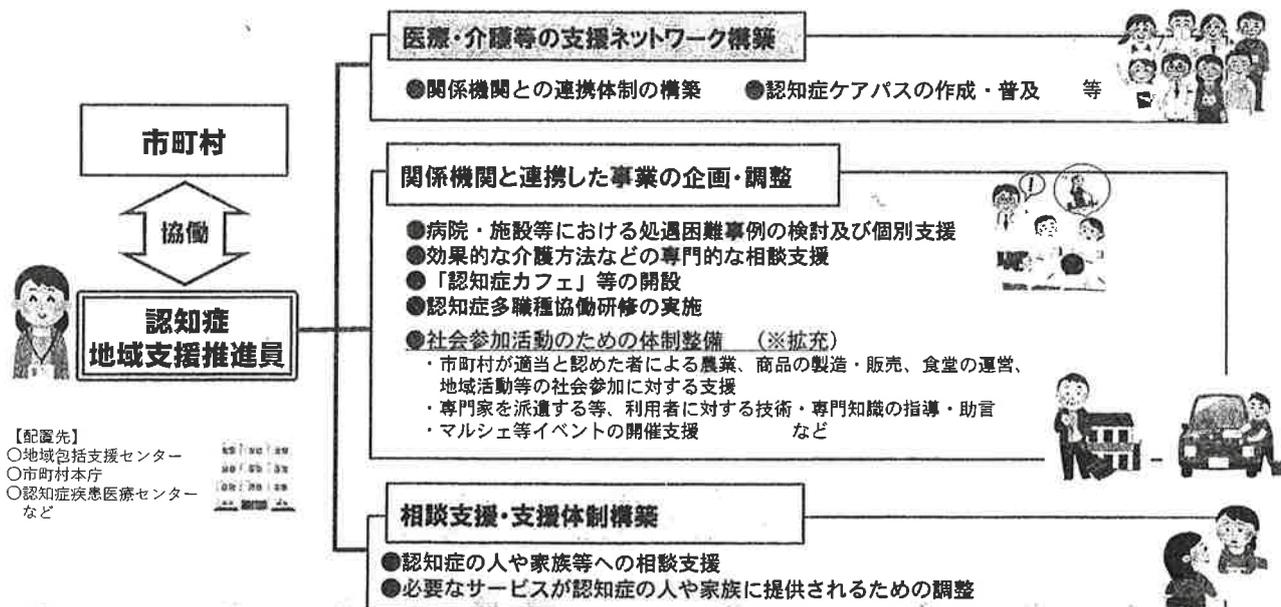
- ・ 作業実施の指導・訓練に関する人件費(農家等への謝礼)や介護支援が必要な場合の人件費
- ・ 作業実施のための諸経費(器具の購入)やイベント(マルシェ)の開催
- ・ 商品の売上げは、支援の対象者である高齢者の有償ボランティアの謝金等として事業費に充てつつ、不足部分を支援

※ 1市町村あたり、3カ所の実施を想定(財源の範囲内で1市町村当たり、最大5カ所まで)。



互助を育む | 社会参加活動や認知症予防のための体制整備

認知症を有する人をはじめとする高齢者の中には、これまでの経験等を生かして活躍したいとの声が少なくない。地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症地域支援推進員の取組として、平成31年度予算案において社会参加活動のための体制整備を地域支援事業に位置づけ、その取組を支援。



5. 若年性認知症施策の強化について

(1) 若年性認知症支援コーディネーターの配置について

65歳未満で発症する若年性認知症の人は、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なった複数介護等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要がある。この中核的な役割を果たすため、各都道府県に若年性認知症支援コーディネーター（以下本項目において、「コーディネーター」という。）の配置を進めてきたところである。なお、都道府県又は指定都市が配置するために必要な経費については、認知症総合戦略推進事業により助成しているところである。特に、指定都市が配置する場合には、都道府県に配置されているコーディネーターとの役割分担・連携について、都道府県と十分に協議されたい。

コーディネーターの配置に当たり、認知症介護研究・研修大府センター（以下「大府センター」という。）が都道府県に行った調査によると、「コーディネーターのレベルアップの仕組みを独自で整備するのは困難」、「困難な相談事例に関して、コーディネーターが相談できる仕組みがない」等の課題が指摘されており、大府センターにおいて、以下の取組を行うこととしている。

- ① 来年度も引き続き、「初任者研修」と「フォローアップ研修」を実施する予定である。研修の参加に当たっては、先の補助事業の対象経費としているので、各都道府県及び指定都市におかれては、コーディネーターの資質向上に活用されたい。開催日等詳細については、追って周知する予定である。
- ② 大府センターにおいて、平成30年度より、コーディネーターの活動を支援する取組として、コーディネーターからの個別事案に関する相談支援や活動する上で効果的な事例の情報提供等を行っているところであり、活用されたい。
- ③ 大府センターでは、コーディネーターの活動支援の一環として、若年性認知症の人やその家族等からの相談を受けた際の記録の標準化や支援事例の集約の方法等を検討している。詳細については、まとまり次第改めて周知する予定であり、協力のほどよろしく願います。

(2) 若年性認知症の人の就労継続について

特に若年性認知症の人にとって、これまで従事してきた企業に引き続き雇用されることは、経済的な側面だけでなく、社会参加の側面においても非常に重要である。企業が雇用継続するためには、事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等の理解が不可欠であることから、都道府県におかれては、産業保健総合支援センターの産業医向けの研修等において、コーディネーター等が、若年性認知症に関する知識の深化や特性に配慮した就労上の支援等に関して、積極的な普及・啓発を行っていくことも具体的な役割の1つとして担うことも検討されたい。

また、働き方改革実現会議において取りまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき治療と仕事の両立支援に取り組むこととしており、都道府県労働局においては、治療と仕事の両立支援に関わる関係者からなる「地域両立支援推進チーム」が設置されているところである。都道府県労働局から協力依頼があった場合には、コーディネーターが地域両立支援推進チームに積極的に参加し、関係者と積極的に連携いただきたい。

(3) 若年性認知症の人等の社会参加の取組について

若年性認知症の人が企業での就労継続が困難になったとしても、「できることをしたい」、「人や社会の役に立ちたい」、「居場所がほしい」という気持ちを持っている若年性認知症の人も多い。このための支援として、障害者雇用に係る各種制度や障害者総合支援法に基づく就労継続支援等による福祉的就労、介護サービスの利用等のほか、それぞれの地域において若年性認知症の人を対象に、企業と連携した軽作業や農作業、地域活動等を行う取組が広がりつつあり、若年性認知症の人の居場所づくり、社会参加の推進に寄与されている。このような若年性認知症の人の社会参加の取組を推進するため、その取組の一部を認知症総合戦略推進事業により助成するとともに、認知症地域支援推進員の活動として取り組む場合は地域支援事業も活用できることとしていることから、若年性認知症の人の社会参加の場の拡大に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

なお、若年性認知症の人に限らず、介護サービス事業所の利用者が介護サービス提供時間中に地域活動や有償ボランティアを行った際の取扱については、昨年7月に発出した事務連絡「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」で示している。各都道府県におかれては、管内市町村に対し、介護サービス事業者に周知いただくよう依頼し、利用者の社会参加活動の推進に積極的に取り組まれない。

(参考) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000340375.pdf>

6. 認知症高齢者等の権利擁護に関する施策について

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）において、市町村は、「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされたところである。

介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者等、成年後見制度の利用が必要な高齢者には、地域支援事業の成年後見制度利用支援事業において、申立てや鑑定等利用に要する費用を助成しているが、一部の市町村においては、事業の未実施や対象の申立てを市町村長申立のみとするなど限定的な取扱いとしているところがあると承知している。当該事業については、任意事業ではあるものの、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、

- ・ 未実施市町村におかれては、当該事業を実施すること
- ・ 本人・親族申立を契機とする場合も対象とすること
- ・ 後見類型のみならず補佐・保助類型についても助成対象であることが明らかにされていることを踏まえた取扱いとすること

について、検討をお願いしたい。

さらに、市民後見人の養成については、従前より地域医療介護総合確保基金を活用することが可能である。引き続き、積極的な市民後見人の養成研修の実施や、資質向上のための継続的なフォローアップ等担い手の確保に努められたい。

また、成年後見制度利用促進委員会における「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」との指摘を受け、平成30年6月、厚生労働省において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定した。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf>

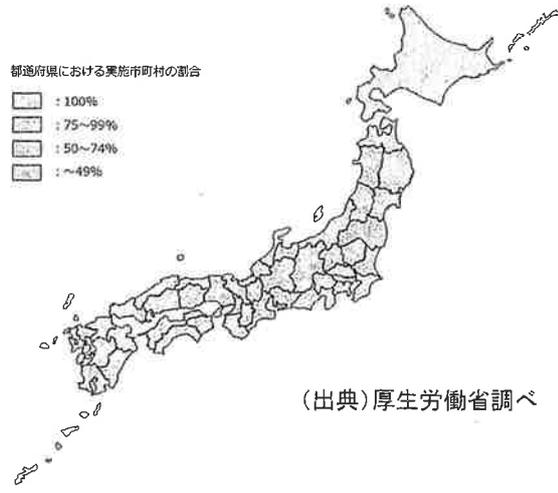
本ガイドラインは、意思決定支援の基本的考え方、姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理し、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることをめざすものであり、認知症の人の意思決定に関わる全ての人を対象としている。本ガイドラインについて、医療・福祉関係者や認知症の人の家族など、認知症の人に関わる方々に幅広く周知をお願いしたい。

現在、本ガイドラインの普及のため、今年度の老人保健健康増進等事業「認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業」において、ガイドラインを活用した研修プログラムについて策定中である。研修プログラムも活用いただき、広くガイドラインの普及を進めていただくとともに、意思決定支援の実践をお願いしたい。研修プログラムについては、策定ができ次第お示しする。

平成29年度成年後見制度利用支援事業の実施について

(値は市区町村数)

都道府県名	実施 市区町村数	後見人等 への助成	申立経費 の助成	利用促進広報 普及活動	都道府県名	実施 市区町村数	後見人等 への助成	申立経費 の助成	利用促進広報 普及活動
北海道	143 (79.9%)	87	89	71	徳島県	19 (79.2%)	12	6	5
青森県	34 (85.0%)	24	18	15	香川県	14 (82.4%)	12	14	8
岩手県	27 (81.8%)	14	12	16	愛媛県	20 (100.0%)	17	15	13
宮城県	30 (85.7%)	22	18	14	高知県	29 (85.3%)	19	15	13
秋田県	19 (76.0%)	12	11	13	福岡県	50 (83.3%)	46	44	24
山形県	31 (88.6%)	23	21	13	佐賀県	18 (90.0%)	10	9	5
福島県	27 (45.8%)	18	18	13	長崎県	19 (90.5%)	13	9	9
茨城県	41 (93.2%)	24	25	24	熊本県	38 (84.4%)	21	20	20
栃木県	24 (96.0%)	21	16	13	大分県	15 (83.3%)	10	9	8
群馬県	27 (77.1%)	20	13	12	宮崎県	21 (80.8%)	10	10	8
埼玉県	60 (95.2%)	52	37	33	鹿児島県	37 (86.0%)	35	37	18
千葉県	47 (87.0%)	37	32	21	沖縄県	27 (65.9%)	22	9	14
東京都	29 (46.8%)	24	17	16	合計	1429 (82.1%)	1032	920	738
神奈川県	31 (93.9%)	26	24	16					
新潟県	27 (90.0%)	27	26	16					
富山県	14 (93.3%)	10	10	8					
石川県	19 (100.0%)	16	12	11					
福井県	17 (100.0%)	10	9	11					
山梨県	21 (77.8%)	15	15	9					
長野県	57 (74.0%)	27	33	30					
岐阜県	32 (76.2%)	13	15	16					
静岡県	31 (88.6%)	28	25	17					
愛知県	41 (75.9%)	27	28	23					
三重県	24 (82.8%)	15	14	17					
滋賀県	18 (94.7%)	15	11	12					
京都府	23 (88.5%)	22	22	16					
大阪府	39 (90.7%)	36	30	17					
兵庫県	35 (85.4%)	27	25	25					
奈良県	31 (79.5%)	22	21	14					
和歌山県	24 (80.0%)	11	10	8					
鳥取県	18 (94.7%)	12	8	10					
島根県	17 (89.5%)	15	11	10					
岡山県	25 (92.6%)	25	20	12					
広島県	22 (95.7%)	16	16	11					
山口県	17 (89.5%)	12	11	10					



意思決定支援ガイドライン策定の経緯

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

→ 「成年後見制度利用促進委員会」の設置

→ 「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」との指摘

→ 成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされた。

障害者・認知症高齢者の意思決定支援の方策が必要

老人保健健康増進等事業

○平成27年度「認知症の行動・心理症状（BPSD）等に対し認知症の人の意思決定能力や責任能力を踏まえた対応のあり方に関する調査研究事業」

○平成28年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」

○平成29年度「日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるようにするための意思決定支援のあり方に関する研究事業」

○障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（平成29年3月31日 障発0331第15号）

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
（平成30年6月22日老発0622第1号）を各都道府県知事、指定都市市長宛に発出

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

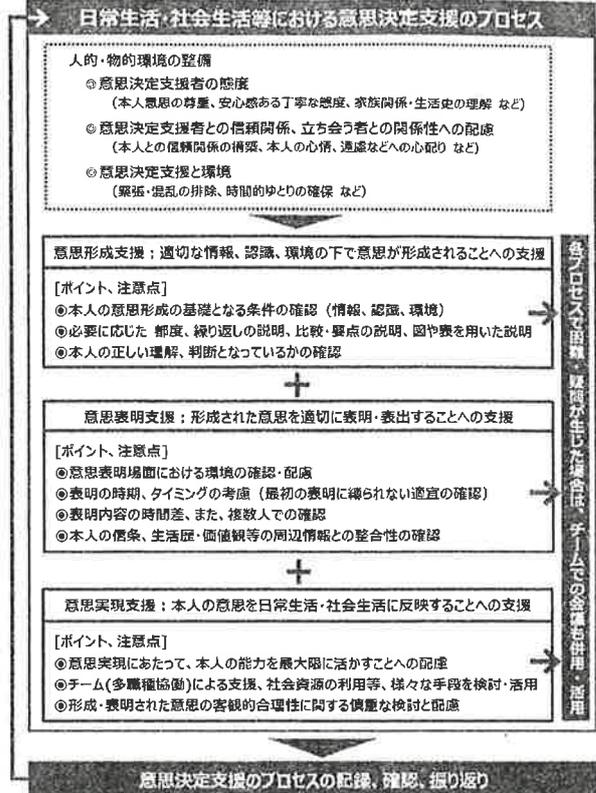
認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。

誰のための誰による意思決定支援か

認知症の人を支援するためのガイドラインであり、また、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による意思決定を行う際のガイドラインとなっている。

意思決定支援の基本原則

認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。
また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要である。



平成30年度老人保健健康増進等事業

認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業

目的・概要

平成29年度「日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるようにするための意思決定支援のあり方に関する研究事業」において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定した。本研究の成果を活用し、意思決定支援の事例集の策定及び普及のための研修のあり方について検討を行う。また、研修の在り方の検討後にモデル的に研修を行い、報告書を作成する。

①研修プログラム（案）

	1. 組み込み型プログラム	2. 独立実施型プログラム
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職向けの既存研修の中で、広く多くの対象者に研修を展開 ● ガイドラインの周知と意思決定支援の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定支援を実践する専門職等の養成 ● 意思決定支援ガイドラインの趣旨・内容を事例や実施プロトコル等で丁寧に解説
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 映像教材（DVD） → 本人インタビュー、趣旨説明 	<ul style="list-style-type: none"> ● 講義 → スライドによる講義 ● 映像教材（DVD） → 本人インタビュー、趣旨説明、事例 ● グループワーク

②事例集の作成

▶ 成功事例、困難事例等を10事例程度収集し、まとめることを検討中。

③モデル研修の実施

▶ 全国2～3カ所で実施、講師・受講者からの評価を実施することを検討中。

※内容については、検討中のため、変更されることがある。

7. 認知症高齢者等の医療・介護に携わる人材育成のための研修について

(1) 認知症介護に係る研修の受講機会の拡大について

認知症介護に係る研修については、いくつかのサービスの介護報酬において修了者の配置の評価等を行っており、受講希望者が適切に受講できるよう、これまでも、関係団体への研修の委託等により研修機会の拡大を図るようお願いしているところである。今年度、研修受講希望者が定員数を上回っている都道府県におかれては、積極的に団体へ委託する等検討いただくとともに、適切に受講見込み者数を把握の上、会場や収容人数、日程、開催回数等について効率的な運営に資する見直しを行い、引き続き受講しやすい環境が整備されるようお願いする。

さらに、認知症介護実践者研修等の実施に当たっては、企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる認知症介護指導者養成研修修了者（以下「指導者」という。）を十分に活用願いたい。自らの自治体の推薦により指導者となった者だけでなく、別に、介護保険サービス施設・事業所や他の自治体の推薦により指導者となった者の活用なども、関係自治体・関係団体と調整の上、研修開催に必要とされる指導者が十分に確保されるよう検討されたい。

平成28年度に創設した認知症介護基礎研修については、研修受講対象者として、介護保険サービス施設・事業所やサービス付き高齢者向け住宅等で、新任の介護従事者のみならず定期的に認知症の人の支援に携わる者を想定している。本研修の活用も含めて、介護保険サービス施設・事業所等の職員の全てが認知症介護の基礎的知識を有することができるよう体制の構築をお願いしたい。

なお、認知症介護基礎研修については、カリキュラムの一部の受講をeラーニングにより実施できる仕組みとしており、各自治体においては、様々な勤務形態の介護従事者等に研修機会を確保する観点からも、改めてeラーニングを活用した認知症介護基礎研修の実施をご検討いただくようお願いする。

なお、認知症介護基礎研修の実施に要する経費については、eラーニングを含め、地域医療介護総合確保基金のメニューの一つであるので、積極的に活用をお願いしたい。

(2) 認知症ケアレジストリへの登録の協力について

認知症介護研究・研修センターにおいては、認知症ケアレジストリ研究を実施しており、協力施設・事業所による登録を開始しているところである。本研究は、認知症の行動・心理症状（BPSD）を有する人に対し、どのようなケアを実施し、その結果どのような効果があるかを継続的に把握するものであり、今後、効果的な認知症ケアを確立する上で、より多くの施設・事業所に登録の協力をいただくことが重要である。本研究において、登録の対象となるのは、指導者がいる介護保険施設、認知症グループホーム及び特定施設とされていたが、昨年12月より、指導者がいない施設・事業所も参加できるよう対象を拡大し、入力負担を軽減した登録方法も新たに開始したところである。対象となる施設・事業所より相談等があった場合には、こうした研究の趣旨についてご理解をいただき、対応をお願いする。

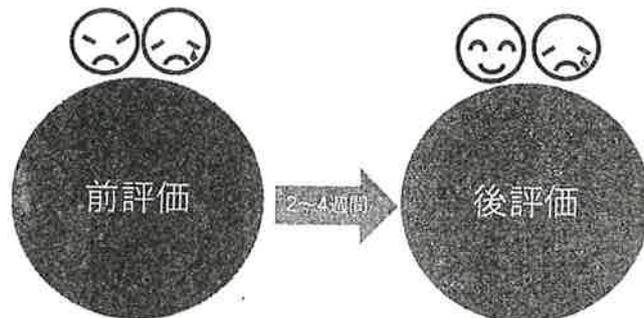
(3) 認知症サポート医養成研修について

平成28年度および平成30年度診療報酬改定で認知症サポート医養成研修修了が要件とされている加算が新設されたため、当該研修の受講希望者が多い状況が続いており、今後もそうした状況が続くことが見込まれる。加算の要件にもなっているが、地域の認知症患者に対する支援体制構築のための役割、業務として、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の講師を務めるなどの地域活動に関わっていくことが認知症サポート医の意義であるということを十分に理解の上、受講していただけるよう、都道府県・指定都市医師会と相談の上で研修対象者を決定されたい。

認知症ケアレジストリ研究 BPSDスポット調査

実施主体: 認知症介護研究・研修センター(東京・仙台・大府)

BPSDの状態にある認知症の人の情報とケアを
2~4週間空けて2回登録



認知症の人への
介護モデルの
普及啓発

状態が改善した事例・改善しなかった事例を多数蓄積



ADLや原因疾患、重症度別に有効である確率の高いケア手法

標準化されたケア手法を初任者・家族にも普及

フルレジストリとミニレジストリ(それぞれ入居系施設・事業所対象)

認知症介護指導者所属施設
⇒フルレジストリで詳細に登録
⇒ミニレジストリの協力も可能

一般施設(認知症介護指導者の所属施設以外)
⇒1つのBPSDを扱うミニレジストリ
(登録時間短縮:フル90分→ミニ30分に)

順次参加受付

□ 無理なく導入可能

- ✓ 認知症の人の情報とケアを前評価と後評価の2回登録するだけ
(BPSDが改善しなかった事例もデータとして活用可能)。
- ✓ 1事例からの協力も可。WEB上でスムーズに登録。
- ✓ 導入時の集合研修も開発中。(アセスメント研修を受けながら登録が可能に)

□ 認知症の人へのケアの振り返りに活用

- ✓ BPSDのケアにおいてポイントになる項目を登録するため、
アセスメントの基本視点の見直し・振り返りを促進。
- ✓ 前後の状態を数値で比較するため、スタッフ・家族、
第三者にもケアの効果・質をわかりやすく説明可能。
- ✓ 実践事例報告等に活用可能。

□ 「新オレンジプラン」に貢献

- ✓ 登録されたケアが未来の認知症ケアに活用。
- ✓ 協力施設はWEB上で公表し、協力施設ポスターを提供。
* 1事例につき1500円分のQUOカードを謹呈。

認知症ケアの質向上全国調査

協力施設

本施設・事業所は、認知症の行動・心理症状(BPSD)の軽減に有効なケアを明らかにする「BPSDスポット調査」に協力しています。

BPSDに対するケアを
全国から多数集め
良いケアを分析します

本施設は、日本の認知症ケアに貢献する
新オレンジプランを推進する機関です

認知症介護研究・研修センター

【申し込み・問い合わせ】

認知症介護研究・研修東京センターBPSDスポット調査事務局

Mail: registration@dcnet.gr.jp

8. 認知症サポーターの地域での活躍推進について

認知症サポーターの養成については、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、できる範囲の手助けをいただくものとして、各自治体が精力的に取り組まれており、一部では、普及・啓発にとどまらず、サポーターが認知症カフェのボランティアや行方不明時の見守り活動に加わるなど地域の取組に積極的に関わっていただいている。

厚生労働省では、さらに認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みが市町村や都道府県において構築されるよう、来年度より、「チームオレンジ（仮称）」の呼称をつけ、認知症総合戦略推進事業のメニューの一つ「認知症サポーター活動促進事業」として、新たに支援することとしている。

具体的には、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等のため、

- ① 市町村にコーディネーターを適宜配置し、認知症の人等の身近な困りごとの把握
- ② 市町村（コーディネーター）は、研修を通じてさらなるステップアップを図った認知症サポーターのチームの編成
- ③ コーディネーターによる①で把握したニーズと②のチームとのマッチング
- ④ チームによる外出支援、見守り・声かけ、話し相手、ボランティア訪問等、孤立しないための関係づくり（認知症カフェの同行・運営参加）等の実施

といったことが考えられ、各都道府県におかれては、市町村に対し当該事業の積極的な活用の検討を周知いただき、認知症の人の社会参加活動の推進を図られたい。また、当該事業は市町村のみならず、サポーターのステップアップを図る研修の開催など事業の一部や、広域的な実施を各都道府県が担うことも可能であることから、市町村の実施状況や意向を把握しつつ、市町村との役割分担を明確にした上、取り組まれない。

なお、市町村が認知症サポーター活動促進事業を実施する場合は、都道府県経由の間接補助として交付決定する予定である。対象経費としては、ニーズ把握等の検討会、事業の運営（賃金、会場借料等）、広報・普及等が考えられ、必要に応じて、空き店舗等を活用して、サポーターが集い、情報共有できるよう拠り所の整備も検討されたい。ただし、サポーターによる支援はボランティアを前提としている。

ステップアップ研修の標準的な研修内容や仕組みづくりの手引きについては、老健事業において検討中であり、策定次第、周知する予定であるので、適宜活用されたい。

9. 行方不明認知症高齢者等に対する見守りの取組について

認知症高齢者やその疑いのある行方不明者として届けられた人数については、年々増加しており、平成 29 年中において 15,863 人と前年度に比べ 2.8%の増加となっている。

こうした行方不明に対応するため、既に多くの市町村（平成 30 年 10 月 1 日時点で 1,673 箇所）では、生活関連団体等との認知症高齢者の捜索等に関する協定の締結や GPS 等の機器・システムの活用等、見守り体制の構築を進めていただいている。さらに、一部の自治体においては、認知症の人が行方不明になった際に早期に事態を共有し、早期に地域の関係者も捜索に協力できるよう、認知症の人やその家族が事前に本人に関する情報を登録する仕組みやシステム、地域住民も加わった行方不明者捜索のための模擬訓練等を実施しており、老人保健健康増進等事業において、これらの基本例や実施例等を記載した基本パッケージを作成したところである。

https://www.dcnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center1/t_h29SOS_guide.pdf

本パッケージには、地域での実態・課題の把握方法や警察との協力体制づくり、見守り体制構築の計画策定といった、見守り体制構築を進めるための具体的な手順や方法を掲載しており、見守り体制未構築の地域においては参考とされたい。また、各都道府県等におかれては、認知症総合戦略推進事業や地域支援事業の活用のみならず、本パッケージを参照しつつ、上記のようなシステム導入の可否の検討や、行方不明高齢者等が発生した場合における、他都道府県・市町村と連携した捜索時の具体的な手順の作成・連絡体制の整備等認知症の人が安心して外出できる地域づくりや広域的な見守り体制の構築がさらに進むよう取り組まされたい。

なお、一昨年（平成 28 年）の課長会議で、「行方不明を防ぐ・みつける市区町村・地域による取組事例」を周知している。認知症サポーターの養成を通じた地域住民による見守り活動や、公共交通機関等地域の関係機関との協働による行方不明時の模擬訓練の実施等様々な事例を掲載しているので参照いただき、認知症高齢者を地域で見守り、コミュニティで支える仕組みを、引き続き推進されたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167804.html>

行方不明・身元不明認知症高齢者等に関する実態及び厚生労働省の取組について

- 警察庁の統計データ (H29年中)
 - (1) 行方不明者数 (認知症やその疑いのある行方不明者として届けられた人数) : **15,863人(対前年 2.8%増)**
 ※行方不明者の約99%については、1週間以内に所在が確認されており、自宅等に戻っている
 (参考) ・H28年中: 15,432人(対前年 26.4%増)・H27年中: 12,208人 (対前年13.2%増)
 ・H26年中: 10,783人 (対前年 4.5%増) ・H25年中: 10,322人 (対前年 7.4%増)
 - (2) 所在確認状況 : **15,761人(うち、死亡確認 470人)**
 (参考) ・H28年中: 15,314人(うち、死亡確認 471人)・H27年中: 12,121人 (うち、死亡確認 479人)
 ・H26年中: 10,848人 (うち、死亡確認429人) ・H25年中: 10,180人 (うち、死亡確認 388人)
 - (3) H29年中受理した者で未解決のもの数 : **227人**
 (参考) ・H28年中: 191人 ・H27年中: 150人 ・H26年中: 168人 ・H25年中: 234人

- 厚生労働省の取組について
 - ・認知症サポーターの養成
 平成30年12月末現在で約1,110万人を養成。
 - ・市町村における行方不明に関する取組事例の普及・推進
 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 (H29.3.10開催) において、「行方不明を防ぐ・見つける市区町村・地域による取組事例」を配布
 - ・身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトの設置
 厚生労働省ホームページに、自治体で公開されている情報を一覧にして確認できる特設サイトを設け、身元不明の認知症高齢者等に関する情報公開や本特設サイトの積極的な活用を検討を各自治体に促した (H26.9) ※H27.3に47都道府県全てにリンク

- 地方自治体による取組の実施状況 (H30.10.1現在) ※ () 内は全国1,741市町村に対する割合
 - ・認知症高齢者の見守りに関する事業を実施している市町村数: **1,673カ所 (96.1%)**
 ・H28: 1,355カ所 (77.8%)
 - (主な事業内容)
 認知症高齢者の検索・発見・通報・保護・見守りに関するネットワークの構築: **1,290カ所 (74.1%)**
 ・H28: 1,059カ所 (60.8%)
 - GPS等の探知システムの活用: **618カ所 (35.5%)**
 ・H28: 531カ所 (30.5%)

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築

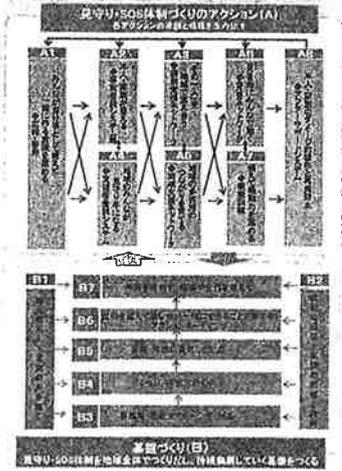
- ・年々、認知症高齢者の行方不明者数は、増加している状況
- ・行方不明を防ぎ、安心して外出できる地域をつくっていくことは、すべての自治体にとって重要な課題
- ・全国各地で様々な取組が行われているが、相互に情報共有が進んでいない状況

➡ 「見守り・SOS体制づくり基本パッケージ・ガイド」を作成
 先行地域の取組事例を交えながら、見守り体制を構築するための指針を自治体向けに作成
 ※基本パッケージをフロー図で紹介



目次

1. 見守り・SOS体制づくり基本パッケージの意義と目的	1
2. 用語の定義	3
3. 見守り・SOS体制づくりの基本指針と基本項目	4
4. 基本パッケージの構成と活かし方	5
5. 見守り・SOS体制づくりのゴール	7
1. まずは基本方針・土壌構築をものに展開する	7
2. 定着・広げ・つなぐ	7
3. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
4. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
5. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
6. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
7. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
8. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
9. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
10. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
11. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
12. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
13. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
14. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
15. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
16. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
17. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
18. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
19. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7
20. 見守り・SOS体制づくりの推進体制を構築する	7



平成29年度老人保健健康増進等事業「認知症の人の行方不明や事故等の未然防止のための見守り体制構築に関する調査研究事業」

認知症の人が安心して暮らせる地域に向け

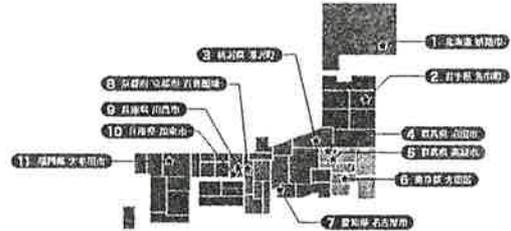
**行方不明を防ぐ・見つける
市区町村・地域による取組事例**

平成29年1月

厚生労働省

市区町村・地域による取組事例一覧

NO	地域名	テーマ	担当部署
1	北海道 新釧路市	監視活動で「命を守る」仕組みを積極的に拡充 ～見守りから早期発見・アフターケアまで～	釧路市福祉部 介護課介護課 高齢福祉課
2	岩手県 矢野町	矢野わんわんパトロール隊（わんぱつ隊） ～いつものお散歩で「さき見なく」地域を見守るワン！～	矢野町 地域包括支援センター
3	新潟県 津川町	探検アクションミーティングで地域に根ざした探検部隊 ～本人・家族自らのやさしい探検ネットワーク～	津川町 地域包括支援センター
4	群馬県 沼田市	命の支援し、小学生や地元FM局も捜索に協力 ～認知症にやさしい地域づくりネットワーク～	沼田市高齢福祉課 介護予防課
5	群馬県 高崎市	GPS機器の貸出から捜索・保護までを無償にし救急を促進 ～はいかい高齢者救済システム～	高崎市介護保健課
6	東京都 大田区	見守りキーホルダーで自ら発見受け合う； 地域の防災センターを拠点とした家族見守りネットワーク	大田区高齢福祉課
7	愛知県 名古屋市中区	食糧・メール配信システムを通じて都市部地域での食糧と早期発見を促進 ～はいかい高齢者おかり支援事業～	名古屋市 地域ケア推進課
8	京都府 京都市 西京区	交通機関や地域のひとたちと連携し情報を共有した仕組みを創る。 ～認知症になっても外出を妨げない地域に向けて～	京都市西京区 地域包括支援センター
9	兵庫県 川西市	住民の自発的活動を中核に各地域自治支援センターが 地域ケア会議を活かして見守り・SOSネットワークを拡充	川西市中央 地域包括支援センター
10	兵庫県 加東市	利用しやすく、一人ひとりの安心・安全を守るネットワークを地域のひとたちと作り出す ～加東市ひとり別見守り・連絡SOSネットワーク事業～	加東市高齢介護課 地域包括支援センター
11	福岡県 大牟田市	認知症でも安心して外出できるまちづくり； ～子供から高齢者まで、安心なわが町を自分たちが取りつづける～	大牟田市保健福祉部 委員社会福祉課



10. 認知症の人の視点に立った認知症施策の推進について

(1) 認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発の推進

普及・啓発については、ACジャパンによる広告等を活用した取組や、認知症の本人達が伝えたいことを語り合う場面を映像化したDVD「本人座談会」の作成などを実施してきたところである。それぞれの地域においても普及・啓発の推進に取り組んでいただいております。平成30年10月には、静岡県において認知症の本人が主役となって、本人による意見交換会や認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合い発信する「本人ミーティング」の取組紹介、認知症相談・啓発等のブースの紹介などを行う全国の集いが開催され、地域の住民や専門職、民間企業等に認知症本人からのメッセージなどが発信された。各都道府県等におかれては、認知症への社会の理解がより一層深められるよう、静岡県の取組なども参考にしつつ、引き続き積極的な取組の推進をお願いします。

【静岡県HP】 <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/chouju/30zenkokunotudoi.html>

認知症の本人が語り合う
全国の集い

～～ 庭先に認知症になった私たちがあなたへ～～

◆ 認知症になっても、希望をもったよりよく暮らしていける可能性が広がっています。
◆ 認知症になると、人の心も体も、目も耳も、よりよく暮らすために、心が苦しい。
◆ 本人が伝えたい自分たちのことを、本人同士が語り合えば、同じ苦しみや悩みを分かち合えます。
◆ 認知症の人も、そして認知症から本人が救われます。
◆ 本人同士での語り合いが、地域の宝になります。
◆ 本人の声を大切に、これからの社会が、認知症の人の未来を、
◆ 支えたい。そして、暮らしやすい環境を一緒に築いていきたいです。

日時 2018.10.8 月曜日 10:00～18:30 (受付開始は13:00～18:00)

会場 新井屋コンベンションアーツセンター グランシップ 中ホール「大館」
静岡市駿河区東静岡 2-3-1

主催 静岡県、静岡県認知症施策推進協議会、静岡県認知症施策推進協議会、静岡県認知症施策推進協議会、静岡県認知症施策推進協議会

共催 静岡県認知症施策推進協議会、静岡県認知症施策推進協議会、静岡県認知症施策推進協議会、静岡県認知症施策推進協議会

また、平成30年11月に認知症の本人による「認知症とともに生きる希望宣言」が表明されたところである。認知症とともに暮らす一人ひとりの体験と想いを言葉にした宣言であるので、各地域においても広く周知をいただくようお願いする。

【一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）HP】

http://www.jdwg.org/wp-content/uploads/2018/11/statement_leaflet.pdf

「認知症とともに生きる希望宣言」は、わたしたち認知症とともに暮らす本人一人ひとりが、体験と想いを言葉にし、それらを寄せ合い、重ね合わせる中で、生まれたものです。

今とこれから生きていくために、一人でも多くの人に一緒に宣言をしてほしいと思っています。

この希望宣言が、さざなみのように広がり、希望の日々に向けた大きなうねりになっていくことをここから願っています。

それぞれが暮らすまちで、そして全国で、あなたも、どうぞごいっしょに。

日本認知症本人ワーキンググループ
代表理事 田中和子

わたしたちは、「認知症とともに生きる希望宣言」をもとに、全国で「希望のリレー」プロジェクトを展開していきます。

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
hope@jdwg.org ◆ <http://www.jdwg.org>

認知症とともに生きる希望宣言

- 1 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
- 2 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
- 3 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわか立させ、元気に暮らしていきます。
- 4 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩いていきます。
- 5 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。

(2) 認知症の人のニーズ把握や支援体制の構築

認知症の人のニーズ把握については、本人の視点に立った取組を推進する観点から、「本人ミーティング」の開催ガイドブックや、診断直後に認知症の本人が手にし、次の一歩を踏み出すことを後押しするような「本人にとってのよりよい暮らしガイド(本人ガイド)」、認知症地域支援体制づくりのための都道府県・市町村向けガイドを作成したところである。

今年度の老人保健健康増進等事業においても、地域で暮らす認知症の人の意見や暮らしの実情をもとに認知症施策の企画・立案を点検・評価するプロセスをまとめたガイドを作成し、周知することとしている。「本人の声を施策に生かすことが出来ない」、

「本人参画の手法が分からない」といった実際の課題に対する具体的なガイドとして、幅広く活用いただくようお願いする。

なお、これらの映像や手引き等については、引き続き厚生労働省ホームページに掲載することとしているので、適宜ご活用いただきたい。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167902.html>

(3) 認知症の人のピアサポート活動支援

平成31年度は、都道府県や指定都市を実施主体として、認知症の人が抱える今後の見通しの不安等を軽減するため、これまでの経験や能力を生かしつつ、地域の認知症当事者の協力を得ながら、認知症の人に対するピアサポート活動が実施されるよう、認知症総合戦略推進事業の支援メニューの対象として追加している。

各都道府県・指定都市におかれては、当該事業を積極的に活用の上、例えば、

- ・ 地域や制度の情報、本人や家族の悩みを共有するための相談支援
- ・ 認知症当事者とともに管内の各地域に赴き、相談会、講演の開催
- ・ 悩みを共有するための認知症当事者同士の交流会の開催

等の取組を検討いただきたい。ピアサポート活動支援事業は、認知症の人の心理的な負担の軽減を図るだけでなく、ピアサポート活動を通じて、認知症当事者の社会参加活動にも寄与することが期待されるものであり、実施に当たっては、そのような観点も勘案されたい。

なお、ピアサポート活動の実施に当たっては、認知症当事者に負担がかからないよう、実施主体や実施主体から委託を受けた事業者は、複数人から構成されるチームの編成や、活動中の認知症当事者の心身のケアを行うなど、認知症当事者の体調に常に配慮いただく必要があることに留意されたい。

11. 認知症施策に関する平成 31 年度予算案について

認知症総合戦略推進事業等については、認知症の人やその家族等にとって最も身近な基礎的自治体である市町村が、認知症早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立するための施策を展開するにあたり、都道府県がその支援等の実施を推進する目的でこれまで実施してきたところである。

平成 31 年度は、認知症総合戦略推進事業におけるピアサポート活動の促進や認知症サポーターの活躍の場の整備、認知症疾患医療センター運営事業における日常生活支援機能の強化について、案の通り実施要綱を改正する予定である。各都道府県等におかれては、関係団体等との連携の下、各事業を活用いただき、認知症になってからも安心して暮らし続けられる地域づくりを重層的に進められたい。

なお、今年度、認知症総合戦略推進事業における「成年後見制度利用促進連携・相談体制整備事業（認知症総合戦略推進事業 3.3 億円の内数）」については、来年度より、社会・援護局の「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」において、引き続き実施されることとなっているので、留意されたい。

「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について

平成31年度の予算案に基づき、標記事業について、以下の通り実施要綱を改正することとする。

現行

改正後 ※下線部が改正部分

- 認知症介護研究・研修センター
- 認知症総合戦略推進事業
 - (1) 認知症総合戦略加速化推進事業
 - ・ 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築
 - ・ 広域の見守りネットワークの構築
 - ・ 認知症の本人が集う取組の普及
 - ・ 専門職派遣等初期集中支援チームや地域支援推進員の活動支援
 - ・ 認知症医療と介護の連携の枠組み構築 等
 - (2) 認知症施策普及・相談・支援事業
 - ・ 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築
 - ・ 認知症の理解の促進 等
 - (3) 成年後見利用促進連携・相談体制整備事業
 - ・ 成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備
 - ・ 意思決定支援に関する普及・啓発 等
 - (4) 若年性認知症施策総合推進事業
 - ・ 若年性認知症の本人の状態やライフステージに応じた適切な支援
 - ・ 若年性認知症支援コーディネーター支援や相談窓口の設置
 - ・ 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
 - ・ 若年性認知症の人の社会参加活動の支援 等
- 認知症疾患医療センター運営事業

- 認知症介護研究・研修センター
→ 現行通り
- 認知症総合戦略推進事業
 - (1) 認知症総合戦略加速化推進事業
 - ・ 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築
 - ・ 広域の見守りネットワークの構築
 - ・ 認知症の本人が集う取組の普及
 - ・ 専門職派遣等初期集中支援チームや地域支援推進員の活動支援
 - ・ 認知症医療と介護の連携の枠組み構築 等
 - (2) 認知症施策普及・相談・支援事業
 - ・ 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築
 - ・ 認知症の理解の促進 等
 - (削除) 社会・援護局へ移管
 - (3) 若年性認知症施策総合推進事業
 - ・ 若年性認知症の本人の状態やライフステージに応じた適切な支援
 - ・ 若年性認知症支援コーディネーター支援や相談窓口の設置
 - ・ 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
 - ・ 若年性認知症の人の社会参加活動の支援 等
 - (4)ピアサポート活動支援事業
 - ・ 認知症の人によるピア活動の促進
 - (5)認知症サポーター活動促進事業
 - ・ 認知症の人や家族の困りごとなどの支援ニーズに認知症サポーターをつなげる仕組みの構築(チームオレンジ(仮称))
- 認知症疾患医療センター運営事業
 - ・ 認知症疾患医療センターの体制整備
 - ・ 日常生活支援機能の強化

改正後	現 行
<p>(別添1)</p> <p>認知症総合戦略推進事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3(2)から(4)までの事業については、都道府県及び指定都市とし、3(5)の事業については、<u>都道府県及び市町村とする。</u> なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 (1)・(2) (略) (削除)</p>	<p>(別添1)</p> <p>認知症総合戦略推進事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3(2)及び(4)の事業については、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。 なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 (1)・(2) (略) <u>(3) 成年後見利用促進連携・相談体制整備事業</u> <u>成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)では、市町村は、成年後見制度の利用が必要な本人・その家族が円滑に制度を利用できるようにするための相談機能や、認知症高齢者等を見守っている成年後見人等を支援するための機能等を担う中核機関を設置することとされている。また、その中核機関が、医療・福祉、法律の専門職や地域の関係者等から構成されるネットワークを構築すること等、制度の利用促進に向けた体制を整備することとされている。</u> <u>成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関(市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等)が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施する。</u> ア 中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進 ・ <u>地域住民からの相談機能の充実や成年後見人等に対する支援強化のため、市</u></p>
<p>(3) (略)</p> <p>(4) ピアサポート活動支援事業 今後の生活の見通しなどに大きな不安を抱えている認知症の人に対し、認知症当事者によるピアサポート活動を実施し、精神的な負担の軽減を図るとともに、これらの取組を通じて、認知症当事者も地域を支える一員として活躍することで、社会参加の促進を図る。 <u>(ア) 具体的な取組例</u> ・ <u>居住地域や制度の情報、本人や家族の悩みを共有するための相談支援</u> ・ <u>認知症当事者ととともに管内の各地域に赴き、相談会、講演の開催</u> ・ <u>悩みを共有するための認知症当事者同士の交流会の開催</u> <u>(イ) 活動に当たっての留意事項</u> ・ <u>ピアサポート活動の実施に当たって、認知症当事者に負担がかからないよう、実施主体や実施主体から委託を受けた事業者は、複数人から構成されるチームを編成することや、活動中の認知症当事者の心身のケアを行うことなど、認知症当事者の体調に常に配慮すること。</u> ・ <u>ピアサポートを受けたことにより、認知症の人の不安の改善、症状の変化</u></p>	<p>町村から委託を受けた実施機関が、弁護士会や司法書士会の士業団体や家庭裁判所等と連携して、個別の相談会やケース検討を実施する</p> <p>・ <u>成年後見制度を利用している者若しくは利用の予定がある者を支援している者に関わる医療機関や介護サービス事業所等に携わる者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催し、普及・啓発を図るとともに、地域のネットワークの構築を図る。</u></p> <p>イ 市町村を越えた広域的なネットワークの構築 ・ <u>単独の市町村では、中核機関の設置や地域住民に対する普及・啓発が困難な場合に、近隣の市町村とともに協議会を設置し、共同で成年後見制度に関する中核機関を設置するなど、広域的な取組が実施できるよう支援する。</u></p> <p>ウ 意思決定支援に関する普及・啓発 ・ <u>介護保険サービス事業者等向けに、意思決定支援の理念や先進的な事例を共有するための研修会を開催し、認知症の人の意思決定に配慮するための意識の醸成を図る。</u></p> <p>エ 管内市町村における先進事例の収集・普及 ・ <u>中核機関が設置されている管内市町村の取組を踏まえたガイドラインの策定や事例集の作成のための検討会議の開催や、未設置の管内市町村への課題を共有し、設置に向けた普及・啓発するための取組を実施する。</u></p> <p>(4) (略) (新規)</p>

<p>や満足度など、支援の前後でどの程度変化があったかについて、医療従事者によるスケール評価の実施等を通じて定量的に把握することが望ましい。</p> <p>(5) 認知症サポーター活動促進事業</p> <p>地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み「チームオレンジ」を構築し、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を図るとともに、認知症サポーターのさらなる活躍の場を整備する。</p> <p>(具体的な取組内容)</p> <p>① 市町村にコーディネーターを適宜配置し、認知症の方等の身近な困りごとを把握する。</p> <p>② 市町村(コーディネーター)は、研修を通じてさらなるステップアップを図った認知症サポーターのチームを編成する。</p> <p>③ コーディネーターによる①で把握したニーズと②のチームとのマッチングを実施する。</p> <p>④ チームによる外出支援、見守り・声かけ、話し相手、ボランティア訪問等、孤立しないための関係づくり(認知症カフェの同行・運営参加)等を実施する。</p> <p>(イ) 実施に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村のみならず、ステップアップ研修による養成など事業の一部や、広域的な実施を各都道府県が担うことも可能である。各都道府県においては、市町村の実施状況や意向を把握しつつ、市町村との役割分担を明確にした上、取り組むこと。 研修内容については、別途、提示のカリキュラムを標準とし、地域の事情や認知症の人のニーズを踏まえたものとする。 認知症サポーターで構成されるチームによる支援はボランティアを前提とすること。 	<p>(新規)</p> <p>4 (略)</p> <p>(別添2)</p> <p>認知症疾患医療センター運営事業実施要綱</p>
<p>1 目的</p> <p>この事業は、都道府県及び指定都市が認知症疾患医療センター(以下「センター」という。)を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う。また、必要に応じて診断後の日常生活支援を実施することにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 専門的医療機能 (略)</p> <p>(2) 地域連携拠点機能 (略)</p> <p>(3) 日常生活支援機能</p> <p>(1) 及び(2)を実施するほか、認知症の人や家族が、診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、認知症疾患医療センターは必要に応じて、以下のような取組を行う。</p> <p>ア 診断後の認知症の人や家族に対する相談支援</p> <p>診断後等、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員を認知症疾患医療センターに配置し、日常生活を円滑に送るための相談支援を実施</p> <p>イ 当事者等によるピア活動や交流会の開催</p> <p>既に認知症と診断された当事者による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施</p> <p>5~7 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(別添2)</p> <p>認知症疾患医療センター運営事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、都道府県及び指定都市が認知症疾患医療センター(以下「センター」という。)を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 専門的医療機能 (略)</p> <p>(2) 地域連携拠点機能 (略)</p> <p>5~7 (略)</p>

參考資料

認知症疾患医療センターの整備状況について

※類型(1:基幹型、2:地域型、3:連携型)

平成31年1月末現在

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
北海道	医療法人亀田病院分院 亀田北病院	医療法人亀田病院	H29.4.1 (H24.4.1)	函館市石川町191番地4	2
北海道	特定医療法人富田病院	特定医療法人富田病院	H29.4.1 (H24.4.1)	函館市駒場町9番18号	2
北海道	社会医療法人函館博栄会 函館渡辺病院	社会医療法人函館博栄会	H29.4.1 (H24.4.1)	函館市湯川町1丁目31番1号	2
北海道	医療法人風のすずらん会 江別すずらん病院	医療法人風のすずらん会	H30.4.1 (H26.7.16)	江別市上江別442番15	2
北海道	医療法人資生会 千歳病院	医療法人資生会	H30.4.1 (H26.7.16)	千歳市桂木1丁目5番6号	2
北海道	小樽市立病院	小樽市	H30.4.1 (H26.7.16)	小樽市若松1丁目1番1号	2
北海道	砂川市立病院	砂川市	H29.4.1 (H24.4.1)	砂川市西4条北3丁目1番1号	2
北海道	総合病院 伊達赤十字病院	日本赤十字社	H29.4.1 (H24.4.1)	伊達市末永町81番地	2
北海道	医療法人社団千寿会 三愛病院	医療法人社団千寿会	H29.4.1 (H24.4.1)	登別市中登別町24番地12	2
北海道	社会医療法人友愛会 恵愛病院	社会医療法人友愛会	H29.4.1 (H24.4.1)	登別市鷺別町2丁目31番地1	2
北海道	医療法人社団優会 ミネルバ病院	医療法人社団優会	H29.4.1 (H24.4.1)	伊達市松ヶ枝町245番の1	2
北海道	医療法人社団玄洋会 道央佐藤病院	医療法人社団玄洋会	H29.4.1 (H24.4.1)	苫小牧市宇津前234番地	2
北海道	医療法人社団 旭川圭泉会病院	医療法人社団旭川圭泉会病院	H29.4.1 (H24.4.1)	旭川市東旭川町下兵村252番地	2
北海道	医療法人社団志恩会 相川記念病院	医療法人社団志恩会	H30.4.1 (H26.7.16)	旭川市大町2条14丁目92番地20-2	2
北海道	北見赤十字病院	日本赤十字社	H29.4.1 (H24.4.1)	北見市北6条東2丁目1番地	2
北海道	北海道立向陽ヶ丘病院	北海道	H30.4.1 (H26.4.1)	網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号	2
北海道	医療法人社団博仁会 大江病院	医療法人社団博仁会	H30.4.1 (H25.9.26)	帯広市西2条南2丁目5番3号	2
北海道	社会医療法人孝仁会 星が浦病院	社会医療法人孝仁会	H30.4.1 (H26.7.16)	釧路市星が浦大通3丁目9番13号	2
青森県	青森県立つくしが丘病院	青森県	H30.4.1 (H21.4.1)	青森市大字三内字沢部353番地92号	2
青森県	弘前愛成会病院	一般財団法人愛成会	H29.4.1 (H23.11.1)	弘前市北園1丁目6-2	2
青森県	青南病院	医療法人青仁会	H29.4.1 (H23.11.1)	八戸市田面木赤坂16-3	2
青森県	高松病院	医療法人幸仁会	H30.4.1 (H24.11.1)	十和田市大字三本木字里ノ沢1-249	2
青森県	つがる総合病院	つがる西北五広域連合	H30.1.1 (H26.10.1)	五所川原市宇岩木町12番地3	3
青森県	むつ総合病院	一部事務組合下北医療センター	H29.7.1	むつ市小川町1丁目2番8号	3
岩手県	岩手医科大学附属病院	学校法人岩手医科大学	H29.4.1 (H21.4.1)	盛岡市内丸19番1号	1
岩手県	宮古山口病院	社団医療法人新和会	H30.4.1 (H27.1.5)	宮古市山口五丁目3番20号	2
岩手県	独立行政法人国立病院機構花巻病院	独立行政法人国立病院機構	H28.4.1	花巻市諏訪500番地	2
岩手県	北リアス病院	社団医療法人祐和会	H28.4.1	久慈市源道第12地割111番	2
岩手県	おとめがわ病院	医療法人社団創生会	H30.4.1	奥州市水沢区佐倉河字慶徳27番地1	2
宮城県	三峰病院	医療法人移川哲仁会	H28.4.1 (H23.6.1)	気仙沼市松崎柳沢216-5	2
宮城県	こだまホスピタル	医療法人有恒会	H28.4.1 (H25.9.1)	石巻市山下町2-5-7	2
宮城県	仙南サナトリウム+	医療法人社団蔵王会	H29.4.1 (H26.9.1)	白石市大鷹沢三沢字中山74-10	2
宮城県	坂総合クリニック	公益財団法人宮城厚生協会	H30.4.1 (H27.8.1)	多賀城市下馬2-13-7	3
宮城県	旭山病院	医療法人朋心会	H30.4.1 (H28.3.1)	大崎市鹿島台平渡字大沢21-18	2
宮城県	こころのホスピタル・古川グリーンヒルズ	医療法人菅野愛生会	H30.4.1 (H28.3.1)	大崎市古川西館3-6-60	2
宮城県	南浜中央病院	特定医療法人松涛会	H28.8.1	岩沼市寺島字北新田111番地	2
秋田県	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H28.4.1 (H25.10.1)	大仙市協和上渡川字五百刈田352	2
秋田県	秋田緑ヶ丘病院	医療法人久盛会	H30.4.1 (H27.10.1)	秋田市飯島字堀川84番地	2
秋田県	市立秋田総合病院	地方独立行政法人市立秋田総合病院	H28.10.1	秋田市川元松丘町4番30号	1
秋田県	大館市立総合病院	大館市	H28.10.1	大館市豊町3番1号	2
秋田県	たかのす今村クリニック	医療法人久幸会	H28.10.1	北秋田市栄字中綱89-5	3
秋田県	菅野医院	医療法人せいとく会	H29.2.1	湯沢市小野字東塚77-1	3
秋田県	能代厚生医療センター	秋田県厚生農業協同組合連合会	H30.4.1	能代市落合字上前田地内	2
秋田県	横手興生病院	社会医療法人興生会	H30.4.1	横手市根岸町6-21	2
秋田県	菅原病院	特定医療法人荘和会	H30.4.1	由利本荘市石脇字田尻33番地	2
山形県	篠田総合病院	医療法人篠田好生会	H28.4.1 (H21.9.1)	山形市桜町2番69号	2
山形県	佐藤病院	社会医療法人公德会	H28.4.1 (H23.4.1)	南陽市桐塚948番地の1	2
山形県	日本海総合病院	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H28.4.1 (H23.4.1)	酒田市あきほ町30番地	2
山形県	新庄明和病院	医療法人社団清明会	H29.2.21	新庄市大字福田806番地	2
福島県	星総合病院	公益財団法人 星総合病院	H28.4.1 (H25.8.1)	郡山市向河原町159番1号	2
福島県	竹田総合病院	一般財団法人 竹田健康財団	H28.4.1 (H25.8.1)	会津若松市山鹿町3番27号	2
福島県	舞子浜病院	公益財団法人 磐城済世会	H28.4.1 (H25.8.1)	いわき市平藤間字川前63番地1	2
福島県	福島赤十字病院	日本赤十字社	H28.4.1 (H26.10.1)	福島市八島町7番7号	2
福島県	あずま通りクリニック	医療法人 湖山荘	H28.6.1	福島市栄町1番28号	3
福島県	福島県立矢吹病院	福島県	H29.6.1	西白河郡矢吹町滝8番100	3

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
56 福島県	あさかホスピタル	社会医療法人あさかホスピタル	H29.10.1	郡山市安積町笹川字経坦45	2
57 福島県	鷹雀ヶ丘病院	公益財団法人金森和心会	H30.4.1	南相馬市原町区上町1-30	3
58 福島県	県立南会津病院	福島県	H30.11.1	南会津郡南会津町永田字風下14-1	3
59 茨城県	筑波大学附属病院	国立大学法人筑波大学	H28.4.1 (H25.4.1)	つくば市天久保2-1-1	1
60 茨城県	石崎病院	公益財団法人報恩会	H28.4.1 (H25.4.1)	茨城町上石崎4698	2
61 茨城県	栗田病院	医療法人社団有朋会	H28.4.1 (H21.4.1)	那珂市豊城505	2
62 茨城県	日立梅ヶ丘病院	医療法人圭愛会	H28.4.1 (H21.4.1)	日立市大久保町2409-3	2
63 茨城県	鹿島病院	公益財団法人鹿島病院	H28.4.1 (H25.4.1)	鹿嶋市大字平井1129-2	2
64 茨城県	豊後荘病院	医療法人新生会	H28.4.1	石岡市部原760-1	2
65 茨城県	宮本病院	医療法人霊誠会	H28.4.1 (H25.4.1)	稲敷市幸田1247	2
66 茨城県	池田病院	医療法人社団八峰会	H28.4.1	龍ヶ崎市長原塚町3690-2	2
67 茨城県	古河赤十字病院	日本赤十字社	H28.4.1 (H25.4.1)	古河市下山町1150	2
68 茨城県	汐ヶ崎病院	医療法人碧水会	H29.4.1	水戸市大串町715	2
69 茨城県	志村大宮病院	医療法人博仁会	H29.4.1	常陸大宮市上町313	2
70 茨城県	とよさと病院	医療法人社団つくば健仁会	H29.4.1	つくば市田倉4725	2
71 茨城県	三岳荘 小松崎病院	医療法人威恵会	H29.9.1	筑西市中館9番地1	2
72 栃木県	獨協医科大学病院	学校法人獨協学園	H29.4.1 (H21.4.1)	壬生町北小林880	2
73 栃木県	鳥山台病院	医療法人薫会	H29.4.1 (H21.4.1)	那須烏山市滝田1868-18	2
74 栃木県	足利富士見台病院	医療法人根岸会	H29.4.1 (H21.4.1)	足利市大前町1272	2
75 栃木県	上都賀総合病院	上都賀厚生農業協同組合連合会	H29.4.1 (H26.2.1)	鹿沼市下町1-1033	2
76 栃木県	皆藤病院	医療法人恵会	H29.4.1 (H26.2.1)	宇都宮市東町22	2
77 栃木県	足利赤十字病院	日本赤十字社	H29.4.1 (H26.10.1)	足利市五十部町284-1	2
78 栃木県	芳賀赤十字病院	日本赤十字社	H28.11.1	真岡市台町2461	2
79 栃木県	自治医科大学附属病院	学校法人自治医科大学	H29.4.1	下野市薬師寺3311-1	2
80 栃木県	栃木県済生会宇都宮病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部	H29.4.1	宇都宮市竹林町911-1	2
81 栃木県	佐藤病院	医療法人社団録会	H29.12.1	矢板市土屋18	2
82 群馬県	群馬大学医学部附属病院	国立大学法人群馬大学	H28.4.1 (H22.9.1)	前橋市昭和町3-39-15	2
83 群馬県	内田病院	医療法人大誠会	H28.4.1 (H22.9.1)	沼田市久屋原町345-1	2
84 群馬県	サンビエール病院	医療法人山崎会	H28.4.1 (H22.9.1)	高崎市上佐野町786-7	2
85 群馬県	篠塚病院	医療法人育生会	H28.4.1 (H22.9.1)	藤岡市篠塚105-1	2
86 群馬県	上毛病院	医療法人中沢会	H28.4.1 (H22.9.1)	前橋市下大島町596-1	2
87 群馬県	老年病研究所附属病院	公益財団法人老年病研究所	H28.4.1 (H22.9.1)	前橋市大友町3-26-8	2
88 群馬県	西毛病院	医療法人大和会	H28.4.1 (H23.2.1)	富岡市神農原559-1	2
89 群馬県	田中病院	医療法人群栄会	H28.4.1 (H23.2.1)	北群馬郡吉岡町陣場98	2
90 群馬県	原病院	医療法人原会	H28.4.1 (H23.2.1)	伊勢崎市境上武士898-1	2
91 群馬県	美原記念病院	公益財団法人脳血管研究所	H28.4.1	伊勢崎市太田町366	2
92 群馬県	吾妻脳神経外科循環器科	医療法人高仁会	H28.4.1	吾妻郡東吾妻町大字原町760-1	3
93 群馬県	東毛敬愛病院	医療法人頼原会	H28.6.1	太田市上小林町230-1	2
94 群馬県	つつじメンタルホスピタル	医療法人康生会(社団)	H30.10.1	館林市小桑原町1505	3
95 埼玉県	秩父中央病院	医療法人全和会	H30.4.1 (H21.12.1)	秩父市寺尾1404	3
96 埼玉県	武里病院	医療法人社団みどり会	H30.4.1 (H21.12.1)	春日部市下大増新田9-3	2
97 埼玉県	西熊谷病院	公益財団法人西熊谷病院	H29.4.1 (H22.7.1)	熊谷市石原572	2
98 埼玉県	丸木記念福祉メディカルセンター	社会福祉法人埼玉医療福祉会	H29.4.1 (H22.7.1)	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	2
99 埼玉県	戸田病院	医療法人高仁会	H29.4.1 (H23.10.1)	戸田市新曾根3-4-25	2
100 埼玉県	埼玉県済生会鴻巣病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部	H27.4.1 (H24.9.1)	鴻巣市八幡田849	2
101 埼玉県	菅野病院	医療法人寿鶴会	H30.4.1 (H27.4.1)	和光市本町28-3	2
102 埼玉県	あさひ病院	医療法人尚寿会	H30.4.1 (H27.4.1)	狭山市大字水野592	2
103 埼玉県	久喜すずのき病院	医療法人大社会	H30.4.1 (H27.4.1)	久喜市北青柳1366-1	2
104 千葉県	袖ヶ浦さつき台病院	社会医療法人社団 さつき会	H29.4.1 (H23.2.15)	袖ヶ浦市長浦駅前5-21	2
105 千葉県	浅井病院	医療法人 静和会	H28.4.1 (H24.12.7)	真金市家徳38-1	2
106 千葉県	旭神経内科リハビリテーション病院	医療法人社団 弥生会	H29.4.1 (H25.7.4)	松戸市栗ヶ沢789-1	2
107 千葉県	東邦大学医療センター佐倉病院	学校法人 東邦大学	H29.4.1 (H25.7.4)	佐倉市下志津564-1	2
108 千葉県	東葉メンタルホスピタル	医療法人 明星会	H29.4.1 (H25.11.15)	鎌川市広場1338	2
109 千葉県	八千代病院	医療法人社団 心和会	H30.4.1 (H28.10.1)	八千代市下高野549	2
110 千葉県	千葉病院	医療法人 同和会	H30.4.1 (H26.10.1)	船橋市飯山満町2-508	2
111 千葉県	総合病院国保旭中央病院	地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院	H27.10.1	旭市4の1326	2
112 千葉県	千葉労災病院	独立行政法人 労働者健康安全機構	H28.1.18	市原市辰巳台東2-16	2
113 千葉県	北柏リハビリ総合病院	医療法人社団 天宣会	H29.7.1	柏市柏下265	2

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
114 東京都	順天堂大学医学部附属順天堂医院	学校法人 順天堂	H29.4.1 (H24.2.9)	文京区本郷3-1-3	2
115 東京都	荏原病院	公益財団法人 東京都保健医療公社	H29.4.1 (H24.2.9)	大田区東豊谷4-5-10	2
116 東京都	東京都立松沢病院	東京都	H29.4.1 (H24.2.9)	世田谷区上北沢2-1-1	2
117 東京都	東京都健康長寿医療センター	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	H29.4.1 (H24.2.9)	板橋区栄町35-2	2
118 東京都	大内病院	医療法人社団 大和会	H29.4.1 (H24.2.9)	足立区西新井5-41-1	2
119 東京都	順天堂大学医学部附属順天堂東京江東 高齢者医療センター	学校法人 順天堂	H29.4.1 (H24.2.9)	江東区新砂3-3-20	2
120 東京都	立川病院	国家公務員共済組合連合会	H29.4.1 (H24.2.9)	立川市錦町4-2-22	2
121 東京都	杏林大学医学部付属病院	学校法人 杏林学園	H29.4.1 (H24.2.9)	三鷹市新川6-20-2	2
122 東京都	平川病院	医療法人社団 光生会	H29.4.1 (H24.2.16)	八王子市美山町1076	2
123 東京都	浴風会病院	社会福祉法人 浴風会	H29.4.1 (H24.3.21)	杉並区高井戸西1-12-1	2
124 東京都	青梅成木台病院	医療法人財団 良心会	H29.4.1 (H24.12.18)	青梅市成木1-447	2
125 東京都	山田病院	医療法人社団 薫風会	H29.4.1 (H24.12.18)	西東京市南町3-4-10	2
126 東京都	三井記念病院	社会福祉法人 三井記念病院	H30.4.1 (H27.9.1)	千代田区神田和泉町1番地	2
127 東京都	聖路加国際病院	学校法人 聖路加国際大学	H30.4.1 (H27.9.1)	中央区明石町9番1号	2
128 東京都	東京都済生会中央病院	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 東京都済生会	H30.4.1 (H27.9.1)	港区三田一丁目4番17号	2
129 東京都	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付 鳳永善総合病院	公益財団法人 ライフ・エクステンション研究所	H30.4.1 (H27.9.1)	台東区東上野二丁目23番16号	2
130 東京都	荏原中延クリニック	医療法人社団 恵泉会	H30.4.1 (H27.9.1)	品川区中延二丁目15番5号 酒井ビル2階	3
131 東京都	三宿病院	国家公務員共済組合連合会	H30.4.1 (H27.9.1)	目黒区上目黒五丁目33番12号	2
132 東京都	東京医科大学病院	学校法人 東京医科大学	H30.4.1 (H27.9.1)	新宿区西新宿六丁目7番1号	2
133 東京都	あしかりクリニック	あしかりクリニック	H30.4.1 (H27.9.1)	中野区中央5-44-9	3
134 東京都	豊島長崎クリニック	医療法人社団 健翔会	H30.4.1 (H27.9.1)	豊島区長崎4-25-15	3
135 東京都	オレンジほっとクリニック	東京ふれあい医療生活協同組合	H30.4.1 (H27.9.1)	北区堀船3-31-15	3
136 東京都	慈雲堂病院	医療法人社団 じうんどう	H30.4.1 (H27.9.1)	練馬区関町南四丁目14番53号	2
137 東京都	あべクリニック	医療法人社団 謙友会	H30.4.1 (H27.9.1)	荒川区東日暮里6-60-10 日暮里駅前中央ビル5階	3
138 東京都	いずみホームケアクリニック	医療法人社団 双泉会	H30.4.1 (H27.9.1)	葛飾区青戸5-30-4	3
139 東京都	中村病院	医療法人社団 仁寿会	H30.4.1 (H27.9.1)	墨田区八広二丁目1番1号	2
140 東京都	東京さくら病院	医療法人社団 城東病和会	H30.4.1 (H27.9.1)	江戸川区東篠崎1-11-1	2
141 東京都	福生クリニック	医療法人社団 幹人会	H30.4.1 (H27.9.1)	福生市加美平3-35-13	3
142 東京都	菜の花クリニック	医療法人社団 幹人会	H30.4.1 (H27.9.1)	西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷454番地	3
143 東京都	鶴川サナトリウム病院	医療法人財団 明理会	H30.4.1 (H27.9.1)	町田市真光寺町197	2
144 東京都	桜ヶ丘記念病院	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会	H30.4.1 (H27.9.1)	多摩市連光寺一丁目1番地1	2
145 東京都	福城台病院	特定医療法人社団 研精会	H30.4.1 (H27.9.1)	稲城市若葉台三丁目7番地1	2
146 東京都	たかつきクリニック	医療法人社団 東京愛成会	H30.4.1 (H27.9.1)	昭島市田中町562-8 昭島昭和一ビル北館2階A	3
147 東京都	国分寺病院	社会福祉法人 浴光会	H30.4.1 (H27.9.1)	国分寺市東恋ヶ窪四丁目2-2	2
148 東京都	新田クリニック	医療法人社団 つくし会	H30.4.1 (H27.9.1)	国立市西2-26-29	3
149 東京都	東大和病院	社会医療法人財団 大和会	H30.4.1 (H27.9.1)	東大和市南郷1-13-12	2
150 東京都	武蔵村山病院	社会医療法人財団 大和会	H30.4.1 (H27.9.1)	武蔵村山市榎一丁目1番地の5	2
151 東京都	武蔵野赤十字病院	日本赤十字社	H30.4.1 (H27.9.1)	武蔵野市境南町1-26-1	2
152 東京都	青木病院	医療法人社団 青山会	H30.4.1 (H27.9.1)	調布市上石原三丁目33番地の17	2
153 東京都	東京慈恵会医科大学附属第三病院	学校法人 慈恵大学	H30.4.1 (H27.9.1)	狛江市和泉本町四丁目11番1号	2
154 東京都	多摩あおば病院	医療法人社団 新新会	H30.4.1 (H27.9.1)	東村山市青葉町二丁目27番1号	2
155 東京都	東京女子医科大学附属成人医学センター	学校法人 東京女子医科大学	H30.4.1 (H28.7.1)	渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスビル20階・21階	3
156 東京都	奥多摩町国民健康保険奥多摩病院	奥多摩町	H30.4.1 (H28.7.1)	西多摩郡奥多摩町水川1111番	2
157 東京都	根岸病院	医療法人社団 根岸病院	H30.4.1 (H28.7.1)	府中市武蔵台二丁目12番2号	2
158 東京都	桜町病院	社会福祉法人 聖ヨハネ会	H30.4.1 (H28.7.1)	小金井市桜町一丁目2番20号	2
159 東京都	国立精神・神経医療研究センター病院	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	H30.4.1 (H28.7.1)	小平市小川東町四丁目1番1号	2
160 東京都	複十字病院	公益財団法人 結核予防会	H30.4.1 (H28.7.1)	清瀬市松山三丁目1番24号	2
161 東京都	あきる台病院	医療法人財団 暁	H29.6.1	あきる野市秋川6-5-1	3
162 東京都	大久野病院	医療法人財団 利定会	H29.6.1	西多摩郡日の出町大久野6416	3
163 東京都	前田病院	医療法人社団 山本・前田記念会	H29.6.1	東久留米市中央町5-13-34	2
164 東京都	多摩平の森の病院	医療法人社団 充会	H29.6.1	日野市多摩平3-1-17	2
165 東京都	羽村三磨病院	医療法人社団 三秀会	H29.11.1	羽村市羽字武蔵野4207番地	3
166 神奈川県	東海大学医学部付属病院	学校法人 東海大学	H29.4.1 (H22.1.1)	伊勢原市下糟屋143	2
167 神奈川県	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	独立行政法人 国立病院機構	H29.4.1 (H24.1.1)	横須賀市野比5-3-1	2
168 神奈川県	公益財団法人積善会 曾我病院	公益財団法人 積善会	H29.4.1 (H26.7.1)	小田原市曾我岸148	2
169 神奈川県	医療法人社団康心会 湘南東部総合病院	医療法人社団康心会	H29.6.1	茅ヶ崎市西久保500番	2
170 神奈川県	医療法人社団蕨和会 厚木佐藤病院	医療法人社団蕨和会	H29.10.1	厚木市小野759	2
171 新潟県	三島病院	特定医療法人 楽山会	H29.4.1 (H20.4.1)	長岡市藤川1713番地8	2

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
172 新潟県	柏崎厚生病院	医療法人立川メディカルセンター	H29.4.1 (H20.6.23)	柏崎市大字茨目字ニツ池2071番地1	2
173 新潟県	黒川病院	医療法人白日会	H29.4.1 (H20.9.25)	胎内市下館字大開1522	2
174 新潟県	高田西城病院	医療法人高田西城会	H29.4.1 (H21.4.1)	上越市西城町2丁目8番30号	2
175 新潟県	南魚沼市民病院	南魚沼市	H28.4.1 (H27.11.1)	南魚沼市六日町2643番地1	2
176 新潟県	川瀬神経内科クリニック	医療法人社団川瀬神経内科クリニック	H29.4.1 (H26.12.19)	三条市東本成寺20番地8	3
177 新潟県	真野みずほ病院	新潟県厚生農業協同組合連合会	H29.4.1	佐渡市真野73	2
178 富山県	魚津緑ヶ丘病院	医療法人社団弘仁会	H29.4.1 (H22.8.2)	魚津市大光寺287	2
179 富山県	谷野呉山病院	医療法人社団和敬会	H29.4.1 (H22.8.2)	富山市北代5200	2
180 富山県	北陸病院	独立行政法人国立病院機構	H30.4.1 (H24.4.1)	南砺市信末5963	2
181 富山県	高岡市民病院	高岡市	H29.10.1	高岡市宝町4番1号	2
182 石川県	石川県立高松病院	石川県	H30.4.1 (H21.4.1)	石川県かほく市内高松436	2
183 石川県	加賀こころの病院	医療法人社団長久会	H29.4.1 (H22.10.1)	石川県加賀市幸町2丁目63番地	2
184 石川県	公立能登総合病院	七尾市	H29.4.1	七尾市藤橋町ア部6番地4	2
185 福井県	公益財団法人松原病院	公益財団法人松原病院	H28.4.1 (H21.4.1)	福井市文京2丁目9-1	2
186 福井県	医療法人敦賀温泉病院	医療法人敦賀温泉病院	H28.4.1 (H21.4.1)	敦賀市吉河41-1-5	2
187 山梨県	山梨県立北病院	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H29.4.1 (H21.4.1)	韭崎市旭町上条南割3314-13	2
188 山梨県	日下部記念病院	社会医療法人加納岩	H29.4.1 (H21.4.1)	山梨県上神内川1363	2
189 山梨県	回生堂病院	医療法人回生堂病院	H28.4.1 (H28.4.1)	都留市四日市場270	2
190 山梨県	狭西病院	特定医療法人南山会	H30.4.1	南アルプス市下宮地421	3
191 長野県	飯田病院	社会医療法人 栗山会	H26.4.1 (H21.4.1)	飯田市大通1丁目15番地	2
192 長野県	北アルプス医療センターあづみ病院	長野県厚生農業協同組合連合会	H27.4.1 (H22.4.1)	北安曇郡池田町池田3207番地1	2
193 長野県	佐久総合病院	長野県厚生農業協同組合連合会	H28.4.1 (H23.10.1)	佐久市白田197番地	2
194 長野県	千曲荘病院	医療法人友愛会	H30.10.1	上田市中央東4-61	2
195 長野県	城西病院	社会医療法人城西医療財団	H30.10.1	松本市城西1-5-16	2
196 岐阜県	公益社団法人岐阜病院	公益社団法人岐阜病院	H29.4.1 (H23.5.11)	岐阜市日野東3丁目13番6号	2
197 岐阜県	黒野病院	医療法人香風会	H29.4.1 (H23.5.11)	岐阜市洞1020番地	2
198 岐阜県	大垣病院	医療法人静風会	H29.4.1 (H23.5.11)	大垣市中野町1-307	2
199 岐阜県	のぞみの丘ホスピタル	医療法人清仁会	H29.4.1 (H23.5.11)	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3555	2
200 岐阜県	慈恵中央病院	医療法人春陽会	H29.4.1 (H23.5.11)	郡上市美並町大原1番地1	3
201 岐阜県	大湫病院	医療法人仁誠会	H29.4.1 (H23.5.11)	瑞浪市大湫町121	2
202 岐阜県	須田病院	医療法人人生仁会	H29.4.1 (H23.5.11)	高山市国府町村山235番地5	2
203 岐阜県	岐阜市民病院	岐阜市	H29.4.1	岐阜市鹿島町7丁目1番地	1
204 静岡県	NTT東日本伊豆病院	東日本電信電話株式会社	H29.4.1 (H22.10.1)	田方郡函南町平井750	2
205 静岡県	中東総合医療センター	掛川市・袋井市病院企業団	H29.4.1 (H24.1.1)	掛川市眞蒲ヶ池1番地の1	2
206 静岡県	藤岡病院	公益財団法人 復康会	H28.4.1 (H25.10.1)	富士市天間1585	2
207 静岡県	ふれあい南伊豆ホスピタル	医療法人社団辰五会	H28.12.1	賀茂郡南伊豆町青市248	2
208 静岡県	伊東市民病院	伊東市	H29.2.1	伊東市岡196番地の1	2
209 静岡県	磐田市立総合病院	磐田市	H29.2.1	磐田市大久保512の3	2
210 静岡県	静岡医療センター	独立行政法人国立病院機構	H29.4.1	駿東郡清水町長沢762-1	2
211 静岡県	焼津市立総合病院	焼津市	H29.4.1	焼津市道原1000番地	2
212 静岡県	医療法人社団峻凌会 やきつべの産科診療所	医療法人社団峻凌会	H29.6.1	焼津市中里162番地	3
213 静岡県	ふれあい沼津ホスピタル	医療法人社団静岡康心会	H29.10.1	沼津市市道町8-6	2
214 静岡県	東静岡神経センター	医療法人社団一就会	H29.11.1	富士宮市西小泉町14-9	3
215 愛知県	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	H30.4.1 (H23.4.1)	大府市森岡町七丁目430	2
216 愛知県	八千代病院	社会医療法人 財団新和会	H30.4.1 (H25.2.1)	安城市住吉町二丁目2-7	2
217 愛知県	豊橋こころのケアセンター	医療法人 松崎病院	H30.4.1 (H25.3.1)	豊橋市三本木町字元三本木67番地	2
218 愛知県	いまいせ心療センター	社会医療法人 杏嶺会	H30.4.1 (H25.3.1)	一宮市今伊勢町宮後字塚中茶原30	2
219 愛知県	七宝病院	医療法人 宝会	H30.4.1 (H25.9.1)	あま市七宝町下田矢倉下1432	2
220 愛知県	あさひが丘ホスピタル	医療法人 晴和会	H30.4.1 (H25.9.1)	春日井市神屋町字地福1295-31	2
221 愛知県	愛知医科大学病院	学校法人 愛知医科大学	H30.4.1 (H25.9.1)	長久手市岩作雁又1-1	2
222 愛知県	仁大病院	医療法人 明心会	H30.4.1 (H28.4.1)	豊田市猿投町入道3-5	2
223 愛知県	岡崎市民病院	岡崎市	H30.4.1 (H28.4.1)	岡崎市高隆寺町字五所合3番地-1	2
224 三重県	松阪厚生病院	松阪厚生病院	H30.4.1 (H21.4.1)	松阪市久保町1927-2	2
225 三重県	三重県立こころの医療センター	三重県	H30.4.1 (H21.4.1)	津市城山1丁目12番1号	2
226 三重県	東員病院	医療法人 康誠会	H30.4.1 (H21.4.1)	員弁郡東員町穴太2400	2
227 三重県	三重大学医学部附属病院	国立大学法人 三重大学	H30.4.1 (H24.4.1)	津市江戸橋2丁目174	1
228 三重県	熊野病院	医療法人 紀南会	H30.4.1 (H25.8.1)	熊野市久生屋町868番地	2
229 三重県	三原クリニック	医療法人社団 三原クリニック	H29.10.1	四日市市日永西3-1-21	3

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
230 三重県	いせ山川クリニック	医療法人 いせ山川クリニック	H30.4.1 (H29.10.1)	伊勢市小木町557	3
231 三重県	ますずがわ神経内科クリニック	ますずがわ神経内科クリニック	H30.4.1 (H29.10.1)	鈴鹿市飯野寺家町817-3	3
232 三重県	一般財団法人信貴山病院分院上野病院	一般財団法人 信貴山病院	H30.4.1 (H29.10.1)	伊賀市四十九町2888	3
233 滋賀県	琵琶湖病院	医療法人明和会	H28.4.1 (H23.4.1)	大津市坂本1-8-5	2
234 滋賀県	瀬田川病院	医療法人社団瀬田川病院	H28.4.1 (H23.4.1)	大津市玉野浦4-21	2
235 滋賀県	水口病院	一般社団法人水口病院	H28.4.1 (H23.4.1)	甲賀市水口町本町2-2-43	2
236 滋賀県	豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	H28.4.1 (H23.4.1)	犬上郡豊郷町8目12	2
237 滋賀県	藤本クリニック	医療法人藤本クリニック	H29.4.1 (H26.4.1)	守山市梅田町2-1-303	3
238 滋賀県	セフィロト病院	社会福祉法人青祥会	H27.10.1	長浜市寺田町257	2
239 滋賀県	近江温泉病院	医療法人恒仁会	H27.10.1	東近江市北坂町986	2
240 滋賀県	滋賀八幡病院	公益財団法人青樹会	H27.10.1	近江八幡市鷹飼町744	2
241 京都府	京都府立医科大学附属病院	京都府公立大学法人	H28.4.1 (H23.10.1)	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地	1
242 京都府	西山病院	一般財団法人 療道協会	H28.4.1 (H24.12.1)	長岡京市今里5丁目1番1号	2
243 京都府	京都府立洛南病院	京都府	H28.4.1 (H23.10.1)	宇治市五ヶ庄広岡谷2番地	2
244 京都府	宇治おうぼく病院	医療法人 栄仁会	H28.4.1 (H24.12.1)	宇治市五ヶ庄三番割32番地の1	2
245 京都府	京都山城総合医療センター	国民健康保険山城病院組合	H28.4.1 (H26.3.1)	木津川市木津駅前1丁目27番地	2
246 京都府	京都中部総合医療センター	国民健康保険南丹病院組合	H28.4.1 (H26.3.1)	南丹市八木町八木上野25番地	2
247 京都府	国立病院機構舞鶴医療センター	独立行政法人 国立病院機構	H28.4.1 (H23.10.1)	舞鶴市宇行永2410番地	2
248 京都府	京都府立医科大学附属北部医療センター	京都府公立大学法人	H28.4.1 (H26.3.1)	与謝郡与謝野町字男山481番地	2
249 大阪府	さわ病院	社会医療法人 北斗会	H29.4.1 (H20.4.1)	豊中市城山町1丁目9番1号	2
250 大阪府	新阿武山病院	医療法人 大阪精神医学研究所	H29.4.1 (H20.4.1)	高槻市奈佐原4丁目10番1号	2
251 大阪府	東香里病院	医療法人 三上会	H29.4.1 (H24.4.1)	枚方市東香里1-24-34	2
252 大阪府	八尾こころのホスピタル	医療法人 清心会	H29.4.1 (H20.4.1)	八尾市天王寺屋6丁目59番地	2
253 大阪府	大阪さやま病院	医療法人 六三会	H29.4.1 (H20.4.1)	大阪狭山市岩室3丁目216番の1	2
254 大阪府	水間病院	医療法人 河崎会	H29.4.1 (H20.4.1)	貝塚市水間51番	2
255 兵庫県	兵庫医科大学病院	学校法人 兵庫医科大学	H29.4.1 (H21.4.1)	西宮市武庫川町1番1号	2
256 兵庫県	兵庫県立淡路医療センター	兵庫県	H29.4.1 (H21.4.1)	洲本市塩屋1丁目1番137号	2
257 兵庫県	大塚病院	医療法人 敬愛会	H29.4.1 (H21.4.1)	丹波市水上町扇山513番地	2
258 兵庫県	兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	兵庫県(指定管理者:社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団)	H30.4.1 (H21.11.1)	たつの市新宮町光都1丁目7番1号	2
259 兵庫県	公立豊岡病院組合立豊岡病院	公立豊岡病院組合	H30.4.1 (H22.4.1)	豊岡市戸牧1094	2
260 兵庫県	兵庫県立姫路循環器病センター	兵庫県	H28.4.1 (H23.7.1)	姫路市西庄甲520番地	2
261 兵庫県	独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院	独立行政法人 国立病院機構	H28.4.1 (H23.4.1)	三田市大原1314番地	2
262 兵庫県	加古川中央市民病院	地方独立行政法人 加古川市民病院機構	H28.7.1	加古川市加古川町本町439番地	2
263 兵庫県	西脇市立西脇病院	西脇市	H29.4.1(H26.8.1)	西脇市下戸田652-1	2
264 兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	兵庫県	H30.10.1	尼崎市東難波町2-17-77	2
265 兵庫県	姫路中央病院	医療法人公仁会	H30.10.1	姫路市鈴鹿区三宅2丁目36番地	2
266 兵庫県	明石こころのホスピタル	医療法人財団光明会	H30.10.1	明石市藤江1315	2
267 奈良県	ハートランドしぎさん	一般財団法人 信貴山病院	H30.4.1 (H21.4.1)	生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号	2
268 奈良県	秋津鴻池病院	医療法人 鴻池会	H30.4.1 (H21.4.1)	御所市大字池之内1064番地	2
269 奈良県	奈良県立医科大学附属病院	公立大学法人 奈良県立医科大学	H30.4.1 (H25.8.1)	橿原市四条町840	1
270 奈良県	吉田病院	社会医療法人 平和会	H30.4.1 (H26.7.10)	奈良市西大寺赤田町1丁目7番1号	2
271 和歌山県	国保日高総合病院	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	H29.4.1 (H21.12.1)	御坊市園116番2	2
272 和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	公立大学法人和歌山県立医科大学	H29.4.1 (H22.10.1)	和歌山市紀三井寺811番地1	2
273 和歌山県	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	独立行政法人国立病院機構	H28.4.1 (H25.12.1)	田辺市たきない町27番1号	2
274 鳥取県	渡辺病院	社会医療法人 明和会医療福祉センター	H30.4.1 (H21.4.1)	鳥取市東町3丁目307番地	2
275 鳥取県	医療福祉センター 倉吉病院	社会医療法人 仁厚会	H30.4.1 (H21.4.1)	倉吉市山根43番地	2
276 鳥取県	養和病院	医療法人 養和会	H30.4.1 (H21.4.1)	米子市上後藤3丁目5番地1	2
277 鳥取県	南部町国民健康保険西伯病院	南部町	H30.4.1 (H21.4.1)	西伯郡南部町倭397番地	2
278 鳥取県	鳥取大学医学部附属病院	国立大学法人 鳥取大学	H29.4.1 (H27.3.1)	米子市西町36番地1	1
279 鳥取県	鳥根大学医学部附属病院	国立大学法人 鳥根大学	H27.8.1 (H23.7.1)	出雲市塩治町89番地1	1
280 鳥取県	安来第一病院	社会医療法人 昌林会	H27.10.1 (H27.10.1)	安来市安来町899-1	2
281 鳥取県	松ヶ丘病院	社会医療法人 正光会	H27.10.1 (H27.10.1)	益田市高津町4丁目24-10	2
282 鳥取県	大田シルバークリニック	大田シルバークリニック	H29.10.1	大田市大田町大田147-5	3
283 鳥取県	エスポアル出雲クリニック	医療法人エスポアル出雲クリニック	H29.10.1	出雲市小山町361-2	3
284 鳥取県	西川病院	社会医療法人清和会	H30.10.1	浜田市港町293-2	3
285 岡山県	岡山大学病院	国立大学法人 岡山大学	H30.4.1 (H24.3.28)	岡山市北区鹿田町2-5-1	2
286 岡山県	慈圭病院	公益財団法人 慈圭会	H30.4.1 (H24.3.28)	岡山市南区清安本町100-2	2
287 岡山県	川崎医科大学附属病院	学校法人 川崎学園	H30.4.1 (H24.3.28)	倉敷市松島577	2

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
288 岡山県	倉敷平成病院	社会医療法人 全仁会	H30.4.1 (H24.3.28)	倉敷市老松町4丁目3-38	2
288 岡山県	こころの医療 たいようの丘ホスピタル	医療法人 梁風会	H30.4.1 (H25.10.22)	高梁市落合町阿部2200番地	2
290 岡山県	積善病院	一般財団法人 江原積善会	H29.4.1 (H26.11.19)	津山市一方140番地	2
291 岡山県	きのこエスポール病院	医療法人社団きのこ会	H30.4.1 (H27.8.1)	笠岡市東大戸2908	2
292 岡山県	向陽台病院	医療法人社団 井口会	H29.8.1	真庭市上市瀬368	3
293 広島県	千代田病院	医療法人社団せがわ会	H30.4.1 (H25.2.7)	山県郡北広島町今田3860	2
294 広島県	メープルヒル病院	医療法人社団知仁会	H29.4.1 (H22.7.20)	大竹市玖波5丁目2-1	2
295 広島県	ふたば病院	医療法人社団和恒会	H30.4.1 (H25.2.7)	呉市広白石4丁目7-22	2
296 広島県	宗近病院	医療法人社団二山会	H30.4.1 (H25.2.7)	東広島市西条町御園宇703	2
297 広島県	三原病院	医療法人大慈会	H29.4.1 (H22.7.20)	三原市中之町6丁目31-1	2
298 広島県	光の丘病院	医療法人社団緑誠会	H30.4.1 (H25.2.7)	福山市駅坂町大字向永谷302	2
299 広島県	三次神経内科クリニック花の里	医療法人 微風会	H29.4.1 (H27.1.6)	三次市十日市東4丁目3-10	3
300 山口県	山口県立こころの医療センター	地方独立行政法人山口県立病院機構	H30.4.1 (H21.7.1)	宇部市大字東岐波4004-2	2
301 山口県	いしい記念病院	医療法人 新生会	H29.4.1 (H26.8.1)	岩国市多田3丁目102-1	2
302 山口県	山口県立総合医療センター	地方独立行政法人山口県立病院機構	H29.4.1 (H26.8.1)	防府市大字大崎10077番地	2
303 山口県	下関病院	医療法人水の木会	H29.4.1 (H26.8.1)	下関市富任町6丁目18-18	2
304 山口県	泉原病院	医療法人 愛命会	H29.4.1 (H27.1.1)	周南市泉原町10-1	2
305 山口県	国立病院機構柳井医療センター	独立行政法人国立病院機構	H30.4.1 (H27.8.1)	柳井市伊保庄95	2
306 山口県	三隅病院	医療法人 杏祐会	H29.10.1	長門市三隅中3242番地	3
307 山口県	萩病院	医療法人水の木会	H29.10.1	萩市大字堀内278番地	3
308 徳島県	徳島県立中央病院	徳島県	H30.4.1 (H24.7.27)	徳島市蔵本町1-10-3	1
309 徳島県	桜木病院	医療法人 桜樹会	H28.4.1 (H25.10.1)	美馬市脇町木ノ内3763	2
310 徳島県	富田病院	医療法人 富田病院	H28.4.1 (H25.10.1)	海部郡美波町西河内字月輪129-4	2
311 香川県	小豆島病院	医療法人社団宝樹会	H29.4.1 (H23.9.22)	小豆郡小豆島町池田2519-4	2
312 香川県	香川大学医学部附属病院	国立大学法人香川大学	H29.4.1 (H23.9.22)	木田郡三木町大字池戸1750-1	2
313 香川県	一般財団法人大西精神衛生研究所附属大西病院	一般財団法人大西精神衛生研究所	H29.4.1 (H23.9.22)	高松市上天神町336	2
314 香川県	いわき病院	医療法人社団以和貴会	H29.4.1 (H23.9.22)	高松市香南町由佐113-1	2
315 香川県	総合病院 回生病院	社会医療法人財団大樹会	H29.4.1 (H23.9.22)	坂出市室町3-5-28	2
316 香川県	三豊市立西番川病院	三豊市	H29.4.1 (H23.9.22)	三豊市高瀬町比地中2986-3	2
317 愛媛県	愛媛大学医学部附属病院	国立大学法人愛媛大学	H30.4.1 (H25.8.1)	東温市志津川454	2
318 愛媛県	公立学校共済組合 四国中央病院	公立学校共済組合	H30.4.1 (H25.7.4)	四国中央市川之江町2233番地	2
319 愛媛県	医療法人十全会 十全ユリノキ病院	医療法人十全会	H30.4.1 (H25.7.4)	新居浜市角野新田町一丁目1番28号	2
320 愛媛県	公益財団法人正光会 今治病院	公益財団法人正光会	H30.4.1 (H25.7.4)	今治市高市甲786番地13	2
321 愛媛県	医療法人誠志会 砥部病院	医療法人誠志会	H30.4.1 (H25.3.1)	伊予郡砥部町麻生40番地1	2
322 愛媛県	医療法人青峰会 真網代ロビリアビリテーション病院	医療法人青峰会	H30.4.1 (H25.7.4)	八幡浜市真網代甲229番地5	2
323 愛媛県	公益財団法人正光会 宇和島病院	公益財団法人正光会	H30.4.1 (H25.7.4)	宇和島市柿原1280番地	2
324 高知県	高知大学医学部附属病院	高知大学(国立大学法人)	H30.4.1 (H26.2.1)	南国市岡豊町小蓮185-1	1
325 高知県	高知県立あき総合病院	高知県	H30.4.1 (H25.10.1)	安芸市宝永町3-33	2
326 高知県	高知鏡川病院	医療法人 武田会	H28.4.1 (H23.4.1)	高知県高知市城山町270	2
327 高知県	一陽病院	医療法人 南江会	H30.4.1 (H25.10.1)	須崎市赤崎町9-3	2
328 高知県	渡川病院	医療法人 一条会	H30.4.1 (H25.10.1)	四万十市真岡2278-1	2
329 福岡県	久留米大学病院	学校法人 久留米大学	H28.4.1 (H23.11.15)	久留米市旭町67	2
330 福岡県	牧病院	医療法人 牧和会	H28.4.1 (H23.11.15)	筑紫野市大字永岡976-1	2
331 福岡県	大牟田病院	独立行政法人 国立病院機構	H28.4.1 (H23.11.15)	大牟田市大字橋1044-1	2
332 福岡県	宗像病院	医療法人 光風会	H28.4.1 (H23.11.15)	宗像市光岡130	2
333 福岡県	見立病院	医療法人 昌和会	H28.4.1 (H23.11.15)	田川市大字弓削田3237	2
334 福岡県	水戸病院	医療法人社団 緑風会	H30.4.1 (H26.12.1)	志免町志免東4-1-1	2
335 福岡県	飯塚記念病院	医療法人社団 豊永会	H30.4.1 (H26.12.1)	飯塚市鶴三緒1452-2	2
336 福岡県	直方中村病院	医療法人社団 温故会	H30.4.1 (H26.12.1)	直方市大字嶺野993-1	2
337 福岡県	朝倉記念病院	医療法人社団 うら梅の郷会	H30.4.1 (H26.12.1)	筑前町大久保500	2
338 福岡県	植田病院	医療法人 清友会	H30.4.1 (H26.12.1)	筑後市大字西牟田6359-3	2
339 福岡県	行橋記念病院	医療法人社団 翠会	H30.4.1 (H26.12.1)	行橋市北泉3-11-1	2
340 佐賀県	佐賀大学医学部附属病院	国立大学法人佐賀大学	H29.4.1 (H23.12.1)	佐賀市鶴島五丁目1番1号	1
341 佐賀県	肥前精神医療センター	独立行政法人国立病院機構	H29.4.1 (H23.12.1)	神埼郡吉野ヶ里町三津160	2
342 佐賀県	嬉野温泉病院	医療法人財団 友朋会	H29.4.1 (H23.12.1)	嬉野市嬉野町大字下宿乙1819番地	2
343 佐賀県	河畔病院	医療法人 松籟会	H29.4.1 (H23.12.1)	唐津市松南町2-55	2
344 長崎県	国立大学法人長崎大学病院	国立大学法人	H29.4.1 (H24.3.1)	長崎市坂本1丁目7番1号	1
345 長崎県	医療法人 昌生会 出口病院	医療法人 昌生会	H30.4.1 (H21.7.1)	長崎市柿泊町2250	2

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
346 長 崎 県	社会医療法人財団白十字会 佐世保中央病院	社会医療法人財団白十字会	H30.4.1 (H21.10.1)	佐世保市大和町15番地	2
347 長 崎 県	独立行政法人地域医療機能推進機構 藤早総合病院	独立行政法人地域医療機能推進機構	H30.10.1 (H25.10.1)	藤早市永昌東町24-1	2
348 長 崎 県	医療法人済家会島原保養院	医療法人済家会	H28.4.1 (H26.1.6)	島原市南下川尻町8189-2	2
349 長 崎 県	長崎県対馬病院	長崎県病院企業団	H29.4.1	対馬市美津島町難知乙1168番7	3
350 長 崎 県	長崎県上五島病院	長崎県病院企業団	H29.4.3	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	3
351 長 崎 県	長崎県舌岐病院	長崎県病院企業団	H29.7.1	舌岐市郷ノ浦町東船1626番地	3
352 長 崎 県	長崎県五島中央病院	長崎県病院企業団	H30.10.1	五島市吉久木町205番地	3
353 熊 本 県	熊本大学医学部附属病院	国立大学法人熊本大学	H26.4.1 (H21.7.1)	熊本市中央区本荘1-1-1	1
354 熊 本 県	くまもと心療病院	医療法人再生会	H26.4.1 (H21.7.1)	宇土市松山町1901	2
355 熊 本 県	荒尾こころの郷病院	医療法人洗心会	H26.4.1 (H23.4.1)	荒尾市荒尾1992	2
356 熊 本 県	山鹿回生病院	医療法人回生会	H26.4.1 (H21.8.1)	山鹿市古閑1500-1	2
357 熊 本 県	菊池病院	独立行政法人国立病院機構	H28.7.1	合志市福原208	2
358 熊 本 県	阿蘇やまなみ病院	医療法人高森会	H26.4.1 (H21.7.1)	阿蘇市一の宮町宮地115-1	2
359 熊 本 県	益城病院	社会医療法人ましき会	H26.4.1 (H21.7.1)	上益城郡益城町惣領1530	2
360 熊 本 県	平成病院	医療法人社団平成会	H26.4.1 (H21.7.1)	八代市大村町720-1	2
361 熊 本 県	吉田病院	医療法人精翠会	H26.4.1 (H23.6.1)	人吉市下城本町1501	2
362 熊 本 県	天草病院	医療法人天草病院	H26.4.1 (H21.7.1)	天草市佐伊津町5789	2
363 熊 本 県	みずほ病院	医療法人正仁会	H30.6.1	水俣市袋705-14	3
364 大 分 県	緑ヶ丘保養園	医療法人社団湖野会	H30.4.1 (H21.7.7)	大分市大字丹生1747	2
365 大 分 県	加藤病院	医療法人雄仁会	H30.4.1 (H25.8.1)	竹田市大字竹田1855番地	2
366 大 分 県	千嶋病院	医療法人積善会	H30.4.1 (H25.8.1)	豊後高田市呉崎736番地1	2
367 大 分 県	向井病院	医療法人慈愛会	H30.4.1 (H26.9.1)	別府市大字南立石241番地15	2
368 大 分 県	長門記念病院	社会医療法人長門莫記念会	H30.4.1 (H26.9.1)	佐伯市鶴岡町1丁目11番59号	2
369 大 分 県	上野公園病院	医療法人百花会	H30.4.1 (H26.9.1)	日田市大字高瀬字篠原2226-1	2
370 大 分 県	白川病院	医療法人末広	H30.4.1 (H29.10.1)	臼杵市大字末広938番地	3
371 大 分 県	河野脳神経外科病院	医療法人久真会	H30.4.1 (H29.10.1)	大分市大字森町字無田々通250番7	3
372 宮 崎 県	野崎病院	一般財団法人 弘潤会	H29.4.1 (H23.12.1)	宮崎市恒久5567	2
373 宮 崎 県	大悟病院	一般社団法人 藤元メディカルシステム	H29.4.1 (H23.12.1)	北諸県郡三股町大字長田1270	2
374 宮 崎 県	協和病院	医療法人 向洋会	H29.4.1 (H23.12.1)	日向市大字財光寺1194-3	2
375 宮 崎 県	吉田病院	医療法人 建悠会	H29.10.1	延岡市松原町4丁目9850番地	2
376 宮 崎 県	県南病院	医療法人 十善会	H29.10.1	串間市大字西方3728番地	2
377 鹿 児 島 県	谷山病院	公益財団法人 慈愛会	H28.4.1 (H21.12.1)	鹿児島市小原町8番1号	2
378 鹿 児 島 県	松下病院	医療法人 仁心会	H28.4.1 (H21.12.1)	霧島市隼人町真幸998番地	2
379 鹿 児 島 県	宮之城病院	医療法人 博仁会	H28.4.1 (H21.12.1)	薩摩郡さつま町船木34番地	2
380 鹿 児 島 県	あいらの森ホスピタル	医療法人 永光会	H28.4.1 (H21.12.1)	始良郡湧水町北方1854番地	2
381 鹿 児 島 県	ウエルフェア九州病院	社会医療法人 慈生会	H28.4.1 (H25.10.1)	枕崎市白沢北町191番地	2
382 鹿 児 島 県	荘記念病院	医療法人 互舎会	H28.4.1 (H25.10.1)	出水市高尾野町下水流862番地1	2
383 鹿 児 島 県	奄美病院	公益財団法人 慈愛会	H28.4.1 (H25.10.1)	奄美市名瀬浜里町170番地	2
384 鹿 児 島 県	パールランド病院	医療法人 猪鹿倉会	H28.4.1 (H25.12.20)	鹿児島市大迫町2253番地	2
385 鹿 児 島 県	メンタルホスピタル鹿屋	公益社団法人 いちようの樹	H28.6.1	鹿屋市田崎町1043番地1	2
386 鹿 児 島 県	病院芳春苑	医療法人左右会	H30.4.27	志布志市志布志町安楽3008番地5	3
387 沖 縄 県	北中城若松病院	特定医療法人 アガベ会	H28.4.1 (H25.8.1)	北中城村字大城311番地	2
388 沖 縄 県	増野が丘サマリヤ人病院	医療法人 社団精仁会	H28.4.1 (H25.8.1)	南風原町字新川460番地	2
389 沖 縄 県	琉球大学医学部附属病院	国立大学法人	H28.6.1	中頭郡西原町字上原207番地	1
390 沖 縄 県	宮里病院	医療法人 タビック	H28.6.1	名護市字宇茂佐1763番地2	2
391 沖 縄 県	オリブ山病院	特定医療法人 葦の会	H28.6.1	那覇市首里石嶺町4丁目356番地	2
392 沖 縄 県	うむやすみやあす・ん診療所	医療法人 たぶの木	H28.6.1	宮古島市平良字下里1477-4	3
393 仙 台 市	いずみの社診療所	医療法人社団清山会	H26.9.1	宮城県仙台市泉区松森字下町8番地の1	3
394 仙 台 市	仙台西多賀病院	独立行政法人国立病院機構	H30.4.1 (H27.9.1)	宮城県仙台市太白区釣取本町2丁目11番11号	2
395 仙 台 市	東北医科薬科大学病院	学校法人東北医科薬科大学	H28.9.1	宮城県仙台市宮城野区福室1丁目12番1号	2
396 仙 台 市	東北福祉大学せんだんホスピタル	学校法人榴楲学園	H28.9.1	宮城県仙台市青葉区国児ヶ丘6丁目65番8号	2
397 さいたま市	埼玉精神神経センター	社会福祉法人シナプス	H30.4.1 (H21.4.1)	埼玉県さいたま市中央区本町東6-11-1	2
398 千 葉 市	千葉大学医学部附属病院	国立大学法人 千葉大学	H29.4.1 (H24.4.1)	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1	2
399 横 浜 市	横浜国立大学附属病院	公立大学法人	H29.4.1 (H25.1.1)	神奈川県横浜市金沢区福浦3-9	2
400 横 浜 市	神奈川県済生会横浜市東部病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部	H29.4.1 (H26.1.1)	神奈川県横浜市鶴見区下末吉3丁目6番1号	2
401 横 浜 市	横浜舞岡病院	医療法人積善会	H29.4.1 (H26.1.1)	神奈川県横浜市戸塚区舞岡町3482番地	2
402 横 浜 市	横浜市総合保健医療センター診療所	公益財団法人横浜市総合保健医療財団	H30.4.1 (H27.2.1)	神奈川県横浜市港北区島山町1735番地	3
403 川 崎 市	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人聖マリアンナ医科大学	H30.4.1 (H24.8.17)	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	2

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者(設立法人等)	指定(予定)年月日 (最初の指定年月日)	住所	類型
404 川崎市	日本医科大学武蔵小杉病院	学校法人日本医科大学	H30.4.1 (H24.8.17)	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	2
405 相模原市	北里大学東病院	学校法人北里研究所	H29.4.1 (H24.4.1)	神奈川県相模原市南区麻溝台2丁目1番1号	2
406 新潟市	白根緑ヶ丘病院	医療法人社団敬成会	H28.5.1 (H23.7.1)	新潟県新潟市南区西白根41	2
407 新潟市	総合リハビリテーションセンター・みどり病院	医療法人新成医会	H28.4.1 (H26.1.1)	新潟県新潟市中央区神道寺2-5-1	2
408 静岡市	独立行政法人国立病院機構 静岡でんかん・神経医療センター	独立行政法人国立病院機構	H29.4.1 (H26.2.1)	静岡県静岡市葵区漆山886	2
409 静岡市	医療法人社団リラ 溝口病院	医療法人社団リラ	H27.10.1	静岡県静岡市葵区長沼647	2
410 静岡市	静岡市立清水病院	静岡市	H28.10.1	静岡県静岡市清水区宮加三1231番地	2
411 浜松市	総合病院 聖隷三方原病院	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	H26.4.1 (H25.7.22)	静岡県浜松市北区三方原町3453	1
412 名古屋市	まつかげシニアホスピタル	医療法人 生生会	H30.4.1 (H24.4.1)	愛知県名古屋市中区区打出二丁目347番地	2
413 名古屋市	もりやま総合心療病院	医療法人 八誠会	H30.4.1 (H24.4.1)	愛知県名古屋市守山区町北11番50号	2
414 名古屋市	名鉄病院	名古屋鉄道健康保険組合	H30.4.1 (H24.11.1)	愛知県名古屋市西区栄生二丁目26番11号	2
415 京都市	北山病院	医療法人三幸会	H30.9.1	京都市左京区岩倉上蔵町123	2
416 大阪市	大阪市立私済院附属病院	大阪市	H30.4.1 (H21.4.1)	大阪府吹田市吉江台6-2-1	2
417 大阪市	大阪市立大学医学部附属病院	公立大学法人 大阪市立大学	H30.4.1 (H21.4.1)	大阪府大阪市阿倍野区旭町1-5-7	2
418 大阪市	ほくとクリニック病院	社会医療法人 北斗会	H30.4.1 (H21.4.1)	大阪府大阪市大正区三軒家西1-18-7	2
419 大阪市	咲く花診療所	医療法人 遊心会	H29.9.1	大阪府大阪市淀川区西中島6-7-20 クルム新大阪1番館1階・2階	3
420 大阪市	大阪府済生会野江病院	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部大阪府済生会	H29.9.1	大阪府大阪市城東区古市1-3-25	3
421 大阪市	医療法人 葛本医院	医療法人 葛本医院	H29.9.1	大阪府大阪市東住吉区北田辺4-11-21	3
422 堺市	浅香山病院	公益財団法人 浅香山病院	H29.4.1 (H20.12.1)	大阪府堺市堺区今池町3-3-16	2
423 堺市	阪南病院	医療法人 杏和会	H29.4.1 (H22.7.1)	大阪府堺市中区八田南之町277	2
424 神戸市	神戸大学医学部附属病院	国立大学法人 神戸大学	H30.4.1 (H21.11.1)	兵庫県神戸市中央区楠町7-5-2	2
425 神戸市	六甲アイランド甲南病院	一般社団法人 甲南会	H30.4.1 (H21.11.1)	兵庫県神戸市東灘区向洋町中2-11	2
426 神戸市	兵庫県立ひょうごこころの医療センター	兵庫県	H28.1.1	兵庫県神戸市北区山田町上谷上宇登り尾3	2
427 神戸市	神戸百年記念病院	医療法人社団 顕鏡会	H28.1.1	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1-9-1	2
428 神戸市	新生病院	医療法人 実風会	H28.1.1	兵庫県神戸市西区伊川谷町酒和字横尾238-475	2
429 神戸市	宮地病院	医療法人 明倫会	H30.10.1	兵庫県神戸市東灘区本山中町4-1-8	2
430 神戸市	神戸市立医療センター西市民病院	地方独立行政法人神戸市民病院機構	H30.10.1	兵庫県神戸市長田区一番町2丁目4番地	2
431 岡山市	岡山赤十字病院	日本赤十字社	H30.4.1 (H23.10.1)	岡山県岡山市北区青江二丁目1番1号	2
432 広島市	草津病院	医療法人社団更生会	H26.4.1 (H23.10.1)	広島県広島市西区草津梅が台10番1号	2
433 広島市	瀬野川病院	医療法人せのがわ	H26.10.1	広島県広島市安芸区中野東四丁目11番13号	2
434 北九州市	小倉蒲生病院	医療法人小倉蒲生病院	H29.4.1 (H22.4.1)	福岡県北九州市小倉南区蒲生五丁目5番1号	2
435 北九州市	三原デイケア+クリニックりぼん・りぼん	医療法人りぼん・りぼん	H29.4.1 (H27.1.1)	福岡県北九州市小倉北区宇佐町一丁目9-30	3
436 北九州市	たつのおとしクリニック	社会福祉法人 年長者の里	H29.4.1 (H27.1.1)	福岡県北九州市八幡東区大蔵三丁目2番1号	3
437 北九州市	産業医科大学病院	学校法人 産業医科大学	H29.7.1	福岡県北九州市八幡西区医学生ヶ丘1番1号	2
438 福岡市	九州大学病院	国立大学法人 九州大学	H29.4.1 (H21.11.1)	福岡県福岡市東区馬出三丁目1番1号	2
439 福岡市	福岡大学病院	学校法人 福岡大学	H29.4.1 (H26.11.1)	福岡県福岡市城南区七隈七丁目45番1号	2
440 熊本市	くまもと青明病院	一般財団法人 杏仁会	H29.4.1 (H21.7.1)	熊本県熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号	2

認知症地域医療支援事業 (研修終了者数(人))

	認知症サポート医養成研修			認知症サポート医フォローアップ研修			小かりつけ症認知症対応力向上研修			資料医師認知症対応力向上研修			薬剤師認知症対応力向上研修			看護職員認知症対応力向上研修			病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修		
	①28年度 終了者	②28年度 の累計	①+② 累計 (17-20)	①28年度 終了者	②28年度 の累計	①+② 累計 (22-28)	①28年度 終了者	②28年度 の累計	①+② 累計 (18-29)	①28年度 終了者	②28年度 の累計	①+② 累計 (28-29)	①28年度 終了者	②28年度 の累計	①+② 累計 (25-29)	①28年度 終了者	②28年度 の累計	①+② 累計 (28-29)	①28年度 終了者	②28年度 の累計	①+② 累計 (25-29)
1 北海道	96	306	402	192	233	425	38	967	1005	158	122	280	310	0	310	158	294	452	113	290	403
2 青森県	19	50	69	14	45	59	53	1022	1075	27	33	60	93	297	390	36	82	118	65	468	533
3 岩手県	27	91	118	0	0	0	241	1053	1294	88	116	204	188	176	364	40	80	120	129	437	566
4 宮城県	15	63	78	16	48	64	34	371	405	27	113	140	158	202	360	171	341	512	196	450	646
5 秋田県	27	89	116	9	46	55	47	501	548	68	72	140	49	259	308	110	97	207	150	305	455
6 山形県	9	68	77	0	0	0	52	379	431	29	0	29	155	0	155	76	0	76	414	835	1249
7 福島県	45	108	153	0	0	0	133	970	1103	44	71	115	173	194	367	76	107	183	182	958	1140
8 茨城県	30	64	94	23	22	45	21	804	825	124	0	124	176	0	176	206	186	392	506	947	1453
9 栃木県	35	98	133	110	127	237	27	690	717	61	147	208	79	243	322	83	73	156	422	1445	1867
10 群馬県	30	90	120	52	263	315	65	584	649	113	54	167	121	77	198	180	202	382	0	271	271
11 埼玉県	18	123	141	0	26	26	65	907	972	36	103	139	114	145	259	82	103	185	432	1320	1752
12 千葉県	46	321	367	143	583	726	34	880	914	25	74	99	189	103	292	0	0	0	260	1158	1418
13 東京都	147	953	1100	652	1426	2078	660	3816	4476	139	115	254	494	905	1399	120	113	233	1376	4073	5449
14 神奈川県	19	73	92	0	0	0	29	849	878	60	86	146	75	0	75	510	727	1237	189	1476	1665
15 新潟県	17	47	64	24	77	101	13	592	605	50	138	188	77	352	429	145	210	355	96	1484	1582
16 富山県	17	76	93	13	46	59	11	304	315	53	61	114	132	0	132	96	0	96	207	540	747
17 石川県	28	143	171	60	135	195	83	821	904	48	104	152	123	365	488	171	0	171	115	329	444
18 福井県	5	38	43	42	74	116	68	657	722	28	90	118	29	103	132	116	133	249	210	851	1061
19 山梨県	11	48	59	33	102	135	98	806	904	87	30	117	98	183	281	0	0	0	217	997	1214
20 長野県	26	142	168	18	32	50	30	704	734	0	101	101	83	97	180	127	127	254	144	512	656
21 岐阜県	15	92	107	17	30	47	25	851	876	40	71	111	78	174	252	237	0	237	128	457	585
22 静岡県	36	119	155	40	129	169	37	452	489	39	84	123	63	99	162	65	0	65	0	589	589
23 愛知県	60	290	350	62	282	344	79	1325	1404	114	293	407	197	427	624	69	0	69	1271	4993	6264
24 三重県	34	131	165	91	283	374	60	552	612	38	139	177	169	278	447	99	92	191	93	339	432
25 滋賀県	26	107	133	30	112	142	43	595	638	39	51	90	167	113	280	36	0	36	106	583	689
26 京都府	17	54	71	51	177	228	60	539	599	63	161	224	201	423	624	47	61	108	635	3662	4297
27 大阪府	40	157	197	137	619	756	204	1491	1695	206	362	568	334	165	499	95	115	210	1037	2023	3339
28 兵庫県	25	146	171	176	330	506	194	1295	1489	98	260	358	323	499	822	186	193	379	196	919	1115
29 奈良県	19	67	86	0	17	17	106	1521	1627	18	37	55	109	109	218	60	49	109	180	261	441
30 和歌山県	7	47	54	79	557	636	33	592	625	67	88	155	72	136	208	47	43	90	173	531	704
31 鳥取県	9	58	67	21	38	109	24	280	304	29	72	101	62	104	166	74	0	74	95	423	518
32 島根県	10	68	78	0	76	76	0	122	122	30	69	99	145	303	448	61	0	61	173	333	506
33 岡山県	26	100	126	38	0	38	29	1277	1306	121	82	203	203	201	404	128	65	193	523	841	1364
34 広島県	27	230	257	0	108	108	26	1129	1155	69	171	240	104	113	217	45	88	133	169	1140	1309
35 山口県	26	88	114	21	112	133	94	645	739	29	31	60	79	122	201	124	59	183	0	147	147
36 徳島県	10	42	52	48	1357	1405	142	1430	1572	0	136	136	106	0	106	34	0	34	0	0	0
37 香川県	8	33	41	0	0	0	80	1508	1588	69	92	161	319	0	319	27	86	113	0	116	116
38 愛媛県	20	79	99	50	80	130	214	2300	2514	136	130	266	96	130	226	69	82	151	0	323	323
39 高知県	15	65	80	16	76	92	154	1151	1305	40	47	87	105	131	236	71	94	165	94	475	569
40 福岡県	24	83	107	71	262	333	98	1132	1230	109	82	191	271	290	561	195	100	295	35	382	417
41 佐賀県	15	71	86	36	87	123	8	175	183	44	43	87	106	164	270	50	0	50	0	628	628
42 長崎県	20	115	135	145	946	1091	0	1143	1143	200	0	200	351	0	351	123	0	123	0	1802	1802
43 熊本県	21	174	195	0	0	0	18	792	810	33	79	112	16	116	132	25	0	25	1282	2691	3973
44 大分県	7	66	73	142	240	382	28	829	857	59	0	59	55	0	55	64	0	64	354	1081	1435
45 宮崎県	16	94	110	469	324	793	74	495	569	32	46	78	144	0	144	72	0	72	137	522	659
46 鹿児島県	31	223	254	106	310	416	103	1206	1309	86	0	86	502	0	502	338	0	338	236	1819	2055
47 沖縄県	20	49	69	22	65	87	0	471	471	33	8	41	108	355	463	65	80	145	43	273	316
48 札幌市	10	39	49	66	513	578	55	755	810	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	526	617
49 仙台市	13	32	45	15	27	42	31	241	272	53	0	53	75	0	75	197	0	197	139	258	397
50 さいたま市	6	30	36	0	0	0	25	229	254	11	0	11	31	0	31	23	0	23	51	176	227
51 千葉市	1	18	19	0	0	0	6	196	202	66	0	66	145	0	145	37	0	37	771	406	1177
52 横浜市	17	90	107	18	8	26	0	1080	1080	88	0	88	156	0	156	0	0	0	0	92	92
53 川崎市	3	32	35	28	146	174	28	260	288	28	0	26	54	0	54	0	0	0	27	530	557
54 相模原市	2	16	18	14	24	38	11	110	121	25	0	25	31	0	31	0	0	0	145	984	1130
55 新潟市	9	19	28	0	0	0	11	94	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	151	189
56 静岡市	12	21	33	12	12	24	43	160	203	0	0	0	29	0	29	0	0	0	0	79	79
57 浜松市	10	35	45	10	90	100	8	277	285	8	0	6	12	0	12	0	0	0	0	109	109
58 名古屋市	17	78	95	45	197	242	120	1557	1677	47	0	47	110	0	110	46	0	46	731	772	1503
59 京都市	11	49	60	40	198	238	111	1046	1157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	191	279	470
60 大阪市	22	83	105	74	422	496	175	1134	1309	126	0	126	229	0	229	84	0	84	460	1275	1735
61 堺市	5	46	51	0	10	10	27	616	643	38	19	57	9	25	34	26	35	61	15	137	152
62 神戸市	34	83	117	90	444	534	31	529	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	160
63 岡山市	6	30	36	0	0	0	32	290	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64 広島市	19	45	64	32	232	264	27	477	504	33	共催	33	73	0	73	45	0	45	70	528	698
65 北九州市	6	50	56	28	132	160	71	827	898	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	140
66 福岡市	2	23	25	30	147	177	33	413	446	120	0	120	87	0	87	0	0	0	34	233	267
67 熊本市	7	36	43	0	0	0	23	274	297	14	共催	14	24	共催	24	18	0	18	971	3759	4730
合計	1463	6694	8157	3770	12554	16324	4600	53540	58140	3759	4283	8042	8466	8178	16644	5485	4117	9602	16120	57372	73492

団体研修分(～29) 48823

合計 122315

</

認知症介護実践者等養成事業実施状況調べ①

(単位：人)

	認知症介護実践者等養成事業							
	認知症対応型サービス 事業開設者研修		認知症対応型サービス 事業管理者研修		小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修		認知症介護指導者 フォローアップ研修	
	平成29年度 修了者数	累計 (~29')	平成29年度 修了者数	累計 (~29')	平成29年度 修了者数	累計 (~29')	平成29年度 修了者数	累計 (~29')
1 北海道	47	489	137	2,312	118	892	2	27
2 青森県	17	276	87	1,299	16	285	1	20
3 岩手県	32	333	142	1,442	44	451	1	23
4 宮城県	5	151	51	751	22	224	3	29
5 秋田県	13	245	83	1,104	21	269	2	15
6 山形県	11	178	86	1,198	45	548	1	25
7 福島県	10	244	129	1,986	52	628	1	26
8 茨城県	8	253	126	2,076	38	403	1	14
9 栃木県	9	167	61	937	22	385	1	19
10 群馬県	11	293	78	1,621	28	382	1	19
11 埼玉県	18	287	123	1,648	46	468	0	4
12 千葉県	19	306	150	2,566	45	497	0	0
13 東京都	15	360	310	4,011	91	711	1	23
14 神奈川県	13	225	102	1,486	43	411	2	22
15 新潟県	0	163	117	1,603	49	456	0	4
16 富山県	6	145	72	823	25	268	1	15
17 石川県	6	189	58	964	25	374	0	14
18 福井県	8	171	71	928	29	414	0	19
19 山梨県	2	89	45	440	9	151	1	14
20 長野県	17	242	92	1,306	42	363	2	23
21 岐阜県	11	178	97	1,550	30	364	0	10
22 静岡県	8	208	99	1,351	50	471	0	14
23 愛知県	18	320	140	2,211	43	439	1	19
24 三重県	6	306	65	1,369	21	306	0	14
25 滋賀県	11	162	81	1,000	40	346	0	17
26 京都府	8	146	69	866	28	416	1	11
27 大阪府	26	426	112	1,611	51	514	3	32
28 兵庫県	16	355	124	1,934	64	763	0	12
29 奈良県	2	99	59	873	17	225	1	21
30 和歌山県	3	152	67	1,159	15	328	2	26
31 鳥取県	12	172	70	999	51	595	2	36
32 島根県	17	290	65	827	30	375	1	17
33 岡山県	17	332	99	2,273	36	440	1	10
34 広島県	13	300	109	1,606	59	695	2	27
35 山口県	13	195	67	1,012	26	350	1	16
36 徳島県	7	179	72	1,126	15	285	1	14
37 香川県	2	139	61	1,126	13	231	1	14
38 愛媛県	16	327	87	2,035	32	558	1	13
39 高知県	5	138	67	1,067	14	186	1	13
40 福岡県	30	568	146	2,763	38	713	1	20
41 佐賀県	5	166	39	896	17	222	1	16
42 長崎県	11	283	111	1,955	31	477	1	21
43 熊本県	7	211	58	1,100	17	391	1	19
44 大分県	5	223	90	1,494	20	341	2	26
45 宮崎県	14	221	99	1,157	31	367	3	19
46 鹿児島県	10	374	97	1,346	29	282	0	10
47 沖縄県	17	162	43	700	20	327	2	27
48 札幌市	0	185	0	1,740	0	523	2	24
49 仙台市	4	58	19	537	19	143	1	26
50 さいたま市	5	41	26	272	7	69	2	7
51 千葉市	1	79	45	619	10	181	0	5
52 横浜市	9	238	151	1,995	35	499	2	29
53 川崎市	2	59	71	685	25	174	0	3
54 相模原市	1	28	39	224	15	78	2	3
55 新潟市	10	81	23	344	17	225	0	0
56 静岡市	6	86	54	611	20	169	0	4
57 浜松市	3	65	35	406	10	113	0	2
58 名古屋市	7	164	68	1,000	30	374	1	26
59 京都市	11	109	81	841	54	528	2	17
60 大阪市	16	263	97	1,374	51	729	2	22
61 堺市	3	71	20	276	8	71	2	14
62 神戸市	6	94	41	495	26	253	1	16
63 岡山市	5	93	39	529	22	196	1	8
64 広島市	5	48	0	491	22	115	1	24
65 北九州市	13	177	76	1,156	21	340	2	20
66 福岡市	9	176	60	1,028	20	260	1	20
67 熊本市	7	37	34	264	17	136	1	2
合計	700	13,590	5,392	82,794	2,077	24,763	74	1,121

認知症介護実践者等養成事業実施状況調べ②

(単位：人)

	認知症介護実践者等養成事業							
	認知症介護実践者研修		認知症介護実践リーダー研修		認知症介護基礎研修		認知症介護指導者養成研修	
	平成29年度 修了者数	累計 (~29')	平成29年度 修了者数	累計 (~29')	平成29年度 修了者数	累計 (~29')	平成29年度 修了者数	累計 (~29')
1 北海道	710	12,918	75	1,858	163	567	2	44
2 青森県	331	4,044	59	673	271	583	0	22
3 岩手県	418	3,833	68	575	267	553	2	37
4 宮城県	212	2,710	52	446	81	166	4	45
5 秋田県	210	2,864	28	481	0	0	1	31
6 山形県	207	3,033	38	548	75	196	2	44
7 福島県	465	6,914	52	667	87	244	2	41
8 茨城県	222	3,447	43	626	260	510	0	23
9 栃木県	230	3,580	32	639	190	502	1	34
10 群馬県	294	5,572	46	537	265	563	8	45
11 埼玉県	472	5,687	16	418	281	587	2	38
12 千葉県	254	2,854	35	339	103	202	2	50
13 東京都	1,413	12,398	127	1,678	1,624	3,107	16	94
14 神奈川県	402	3,733	80	610	274	518	2	43
15 新潟県	317	2,959	39	301	177	338	3	51
16 富山県	254	2,477	42	480	235	347	1	35
17 石川県	204	3,436	14	347	260	565	1	22
18 福井県	294	3,426	47	641	64	159	2	50
19 山梨県	159	2,076	35	451	38	109	0	28
20 長野県	404	4,314	34	520	265	586	2	44
21 岐阜県	346	4,345	27	512	64	183	1	35
22 静岡県	379	3,449	35	531	204	426	1	32
23 愛知県	752	6,408	52	833	514	921	2	51
24 三重県	207	3,215	31	310	66	186	2	37
25 滋賀県	314	3,846	43	689	708	1,516	2	38
26 京都府	289	3,894	70	748	125	283	1	30
27 大阪府	565	8,055	152	1,525	517	998	3	44
28 兵庫県	572	5,550	81	1,069	52	183	5	46
29 奈良県	266	3,391	39	474	178	424	4	35
30 和歌山県	218	3,547	54	657	211	426	2	28
31 鳥取県	258	3,470	57	796	125	208	2	36
32 島根県	255	3,777	42	655	166	367	1	25
33 岡山県	533	8,678	98	1,087	222	411	1	38
34 広島県	361	5,198	82	929	429	736	4	78
35 山口県	341	4,230	65	750	209	311	1	37
36 徳島県	252	4,008	39	702	56	168	1	23
37 香川県	187	2,533	61	708	178	362	0	27
38 愛媛県	240	4,046	33	820	109	203	2	26
39 高知県	236	2,623	15	307	409	795	1	28
40 福岡県	459	7,897	61	1,081	159	261	1	52
41 佐賀県	80	2,377	13	411	93	242	3	29
42 長崎県	304	5,892	34	687	327	572	1	36
43 熊本県	188	4,616	31	1,118	157	357	0	31
44 大分県	222	2,950	52	970	61	124	1	31
45 宮崎県	324	3,846	54	801	149	321	3	44
46 鹿児島県	253	3,714	34	543	156	367	1	32
47 沖縄県	220	3,349	24	603	409	773	2	43
48 札幌市	386	6,455	79	925	102	188	3	39
49 仙台市	239	3,404	38	534	66	133	2	38
50 さいたま市	55	616	10	75	84	196	0	14
51 千葉市	154	2,561	17	207	142	324	3	26
52 横浜市	372	5,175	42	591	0	0	1	38
53 川崎市	164	1,595	36	194	115	229	1	23
54 相模原市	81	650	7	77	0	0	5	11
55 新潟市	132	1,062	21	176	52	129	0	11
56 静岡市	107	1,236	21	183	44	123	0	8
57 浜松市	129	967	0	109	41	103	0	8
58 名古屋市	242	4,015	15	492	133	425	3	50
59 京都市	256	3,098	29	480	67	117	2	36
60 大阪市	389	4,975	30	374	287	578	3	44
61 堺市	135	1,497	30	311	199	562	3	22
62 神戸市	248	3,940	31	633	39	89	1	41
63 岡山市	0	0	0	0	175	294	0	7
64 広島市	116	3,660	39	1,039	191	290	2	41
65 北九州市	243	4,765	45	642	155	155	1	35
66 福岡市	193	2,697	16	496	51	163	0	28
67 熊本市	119	1,082	22	217	65	163	1	5
合計	19,853	264,629	2,869	40,706	13,041	26,787	132	2,338

1. 認知症サポーターの人数（平成17年度からの累計）

認知症サポーター数（キャラバン・メイト156,893人を含む）合計 11,101,518人

※平成30年12月31日現在(平成30年12月31日までに提出された実施報告書に基づく)

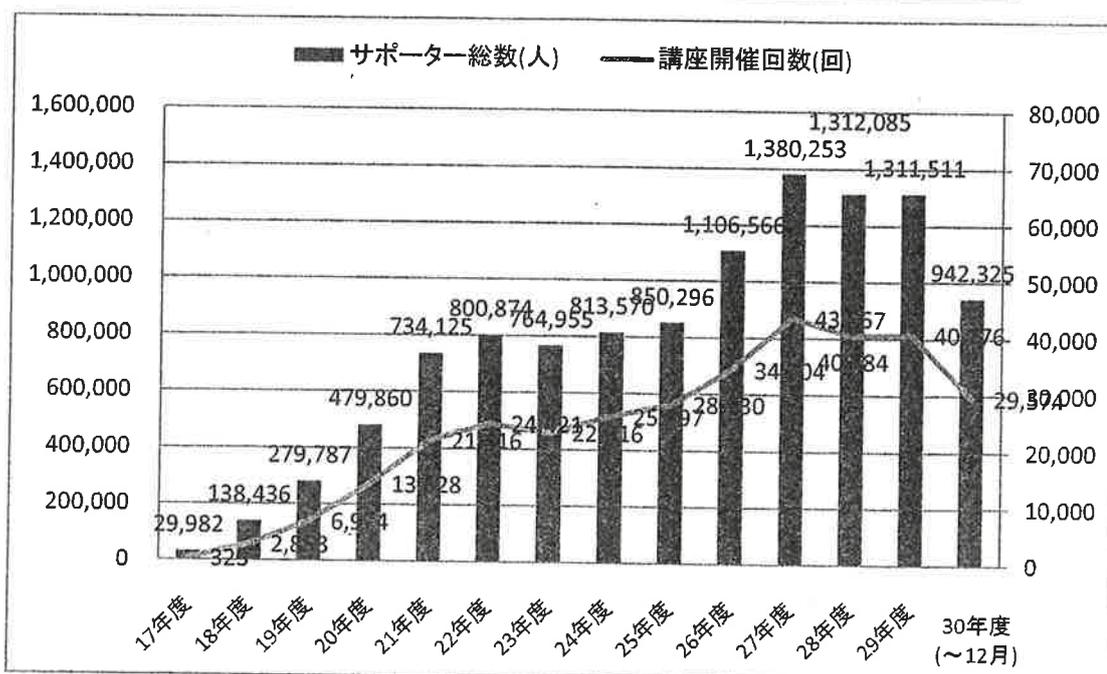
《内訳》

◎認知症サポーター数 10,944,625人（講座開催回数 335,268回）

◎キャラバン・メイト数 156,893人（研修開催回数 2,454回）

① 年度別のサポーター総数・講座開催回数 の内訳

年 度 別	サポーター総数	講座開催回数
17年度	29,982	323
18年度	138,436	2,858
19年度	279,787	6,974
20年度	479,860	13,628
21年度	734,125	21,416
22年度	800,874	24,421
23年度	764,955	22,916
24年度	813,570	25,897
25年度	850,296	28,130
26年度	1,106,566	34,304
27年度	1,380,253	43,567
28年度	1,312,085	40,484
29年度	1,311,511	40,776
30年度(～12月)	942,325	29,574
合 計	10,944,625	335,268

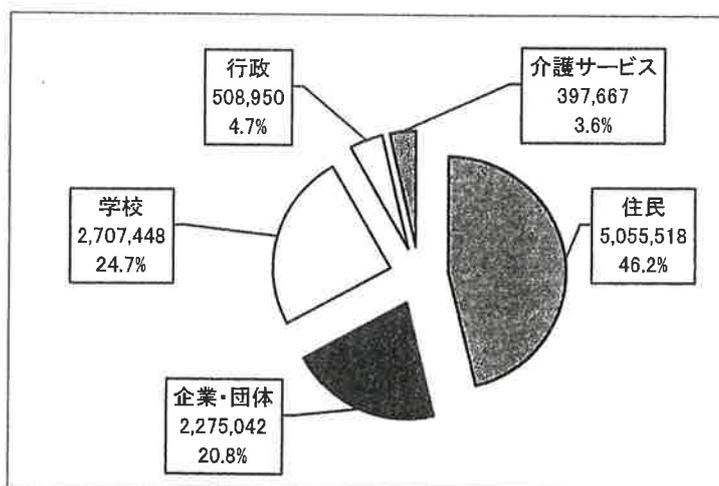


② 実施主体別のサポーター数・講座開催回数 の内訳

実施主体別	サポーター数	講座開催回数
自治体・地域において養成されたサポーター (自治体型)	10,352,948	314,017
全国規模の企業・団体により養成された サポーター(企業・団体型)	497,174	20,773
広域からの参加者によるシンポジウム・ フォーラムによるサポーター(啓発型)	94,503	478
合 計	10,944,625	335,268

③ 受講対象者分類別のサポーター数、講座開催回数の内訳

対象者分類	サポーター数	講座開催回数
1 住民	5,055,518	177,121
2 企業・団体	2,275,042	79,463
3 学校	2,707,448	47,346
4 行政	508,950	13,406
5 介護サービス	397,667	17,932



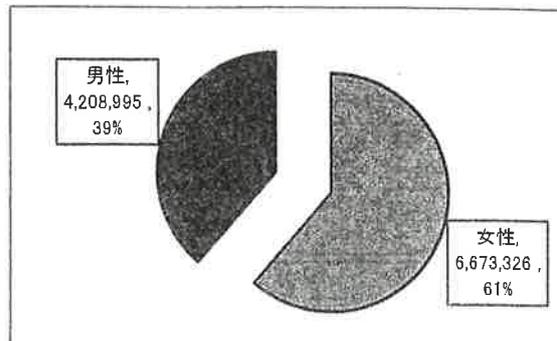
2. サポーターの性別・年代別構成

※平成30年12月31日現在

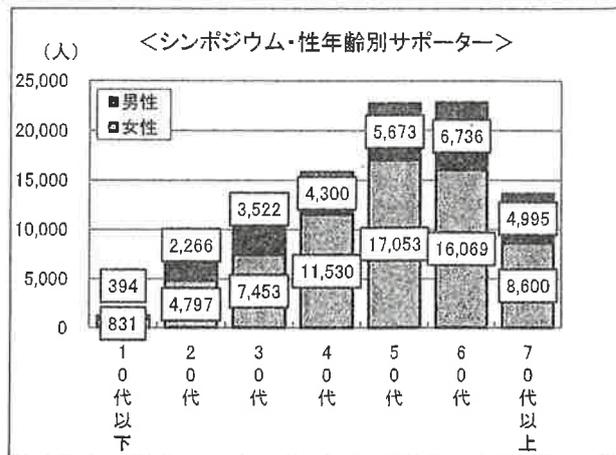
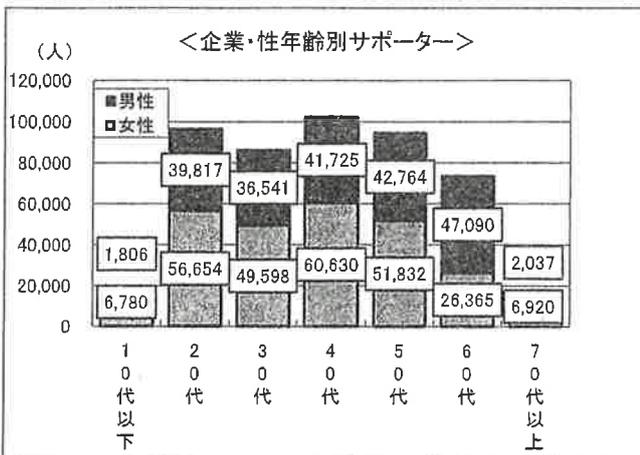
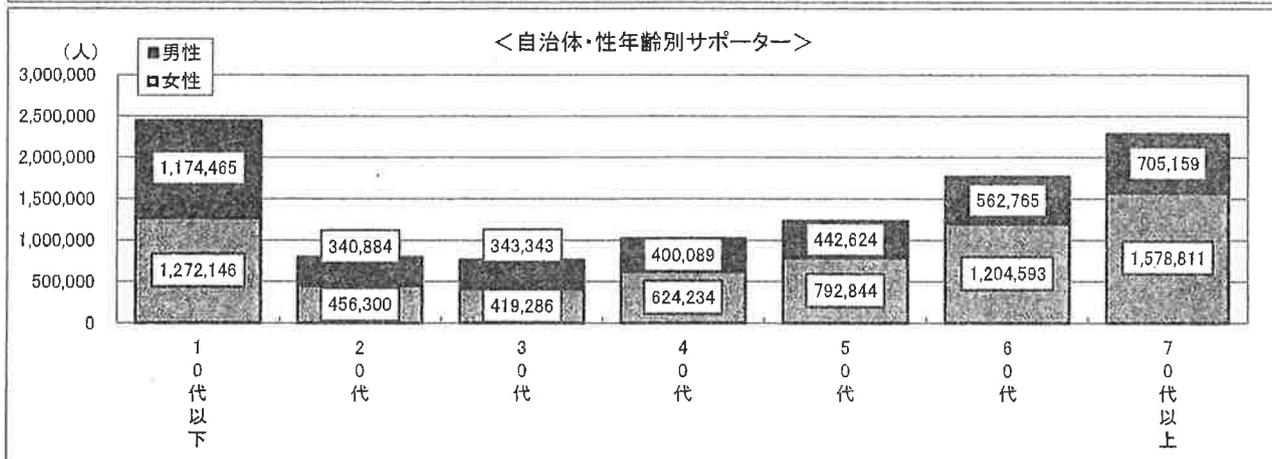
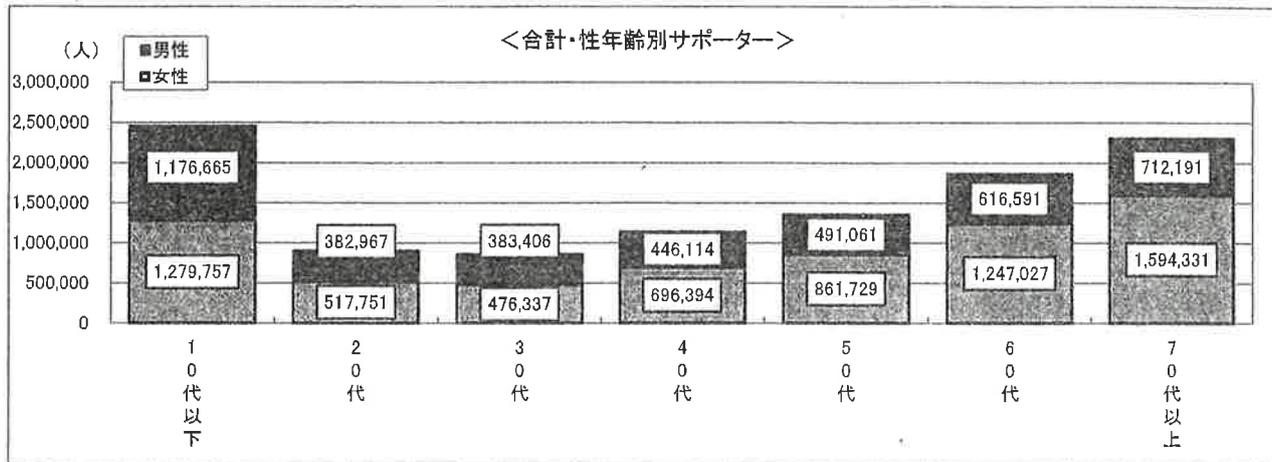
性別・年代別構成（年代、性別の回答のあったもののみ）

	合計		
	女性	男性	合計
10代以下	1,279,757	1,176,665	2,456,422
20代	517,751	382,967	900,718
30代	476,337	383,406	859,743
40代	696,394	446,114	1,142,508
50代	861,729	491,061	1,352,790
60代	1,247,027	616,591	1,863,618
70代以上	1,594,331	712,191	2,306,522
合計	6,673,326	4,208,995	10,882,321

サポーターの男女別割合



※年代別の回答がなかったものは除く。



3. 自治体・地域での認知症サポーターキャラバン実施状況

※平成30年12月31日現在

①自治体によるキャラバン・メイト養成研修

全国・修了者数	142,676 人
実施自治体数	600 自治体
都道府県	47 都道府県
区市町村等	553 区市町村等
開催回数	2,213 回
海外日系人会・修了者数	294 人
海外日系人会・開催回数	7 回

※複数自治体共同による研修は、各自治体を1と数える

■自治体によるメイト研修修了者の受講要件内訳

* キャラバン・メイト登録名簿に基づく（複数回答）

受講要件	人数(割合)
1 認知症介護指導者養成研修修了者	1,899 (1.3%)
2 認知症介護実践リーダー（実務者・専門課程）研修修了者	8,692 (6.1%)
3 介護相談員	4,250 (3.0%)
4 認知症の人を対象とする家族の会	2,062 (1.4%)
5-1 行政職員（保健師、一般職等）	16,765 (11.8%)
5-2 地域包括支援センター職員	34,356 (24.1%)
5-3 介護従事者（ケアマネジャー、施設職員、在宅介護支援センター職員等）	44,132 (30.9%)
5-4 医療従事者（医師、看護師等）	7,781 (5.5%)
5-5 民生児童委員	4,598 (3.2%)
5-6 その他（ボランティア等）	18,289 (12.8%)

②「認知症サポーター養成講座」実施自治体数

1,770 自治体

1. 事務局設置自治体数

1,749 自治体

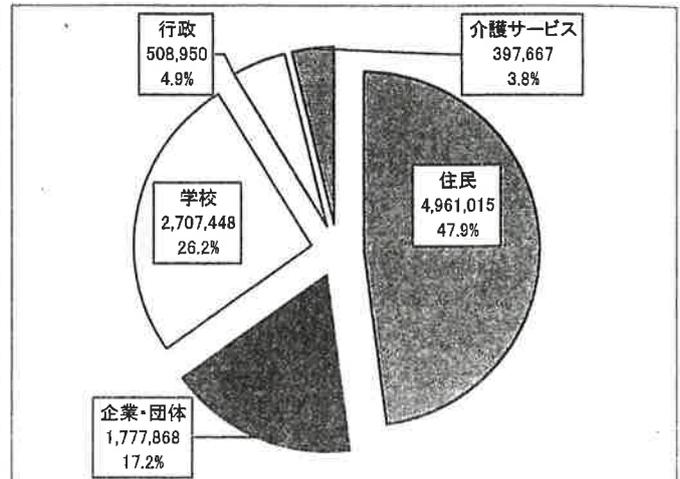
2. 事務局未設置で講座が開催されている自治体数

21 自治体

③-1 受講対象者分類別サポーター数（自治体型のみの養成数）

受講対象者別サポーターの割合

対象者分類	サポーター数	講座開催回数
1 住民	4,961,015	176,643
2 企業・団体※	1,777,868	58,690
3 学校	2,707,448	47,346
4 行政	508,950	13,406
5 介護サービス	397,667	17,932

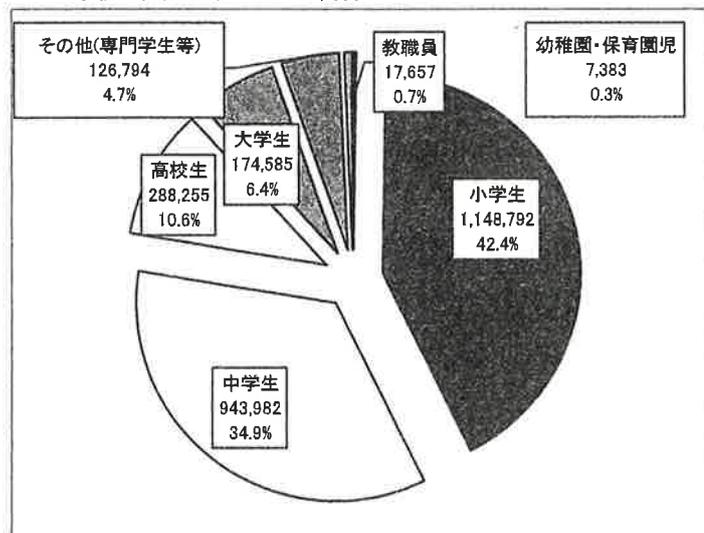


※ 自治体において養成された企業・団体サポーター。

③-2 学校サポーターの内訳

内訳	サポーター数
幼稚園・保育園児	7,383
小学生	1,148,792
中学生	943,982
高校生	288,255
大学生	174,585
その他(専門学生等)	126,794
教職員	17,657
合計	2,707,448

学校内訳別サポーターの割合

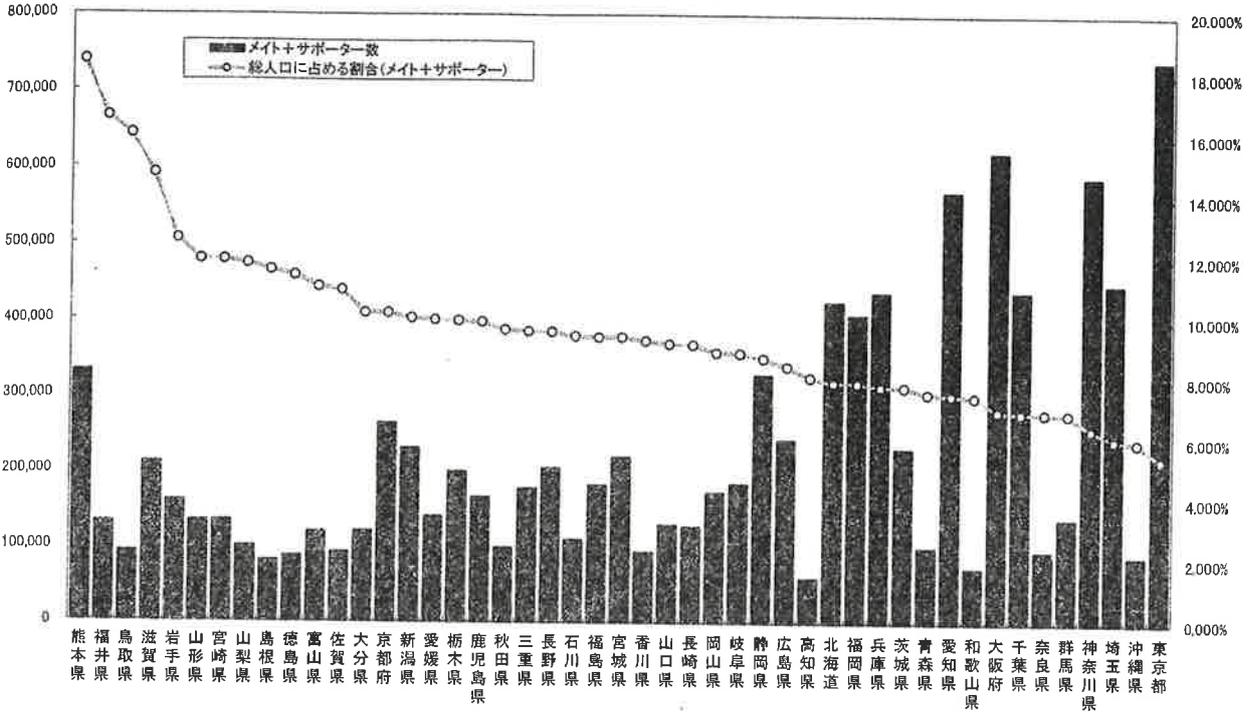


[参考]

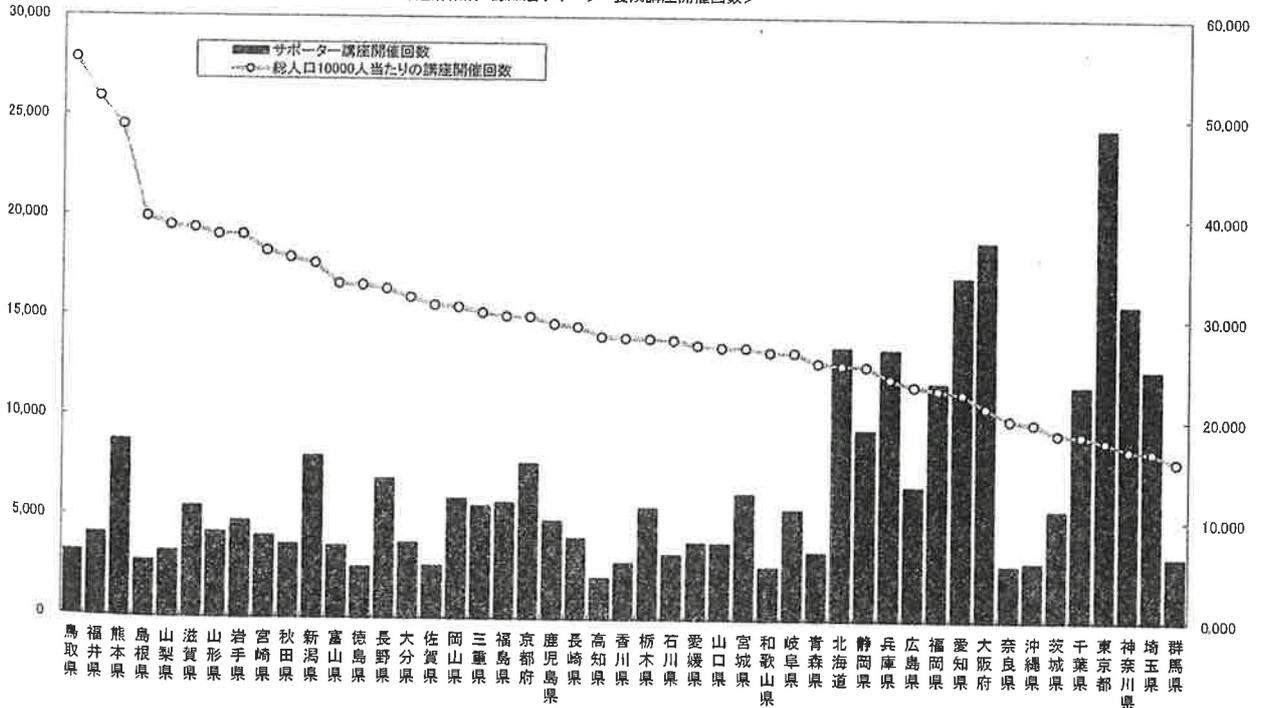
都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数、開催回数
自治体・地域における養成数（自治体型）

※平成30年12月31日現在（平成30年12月31日までに提出された実施報告書に基づく）

<都道府県別 認知症サポーター数(キャラバンメイトを含む)>



<都道府県別 認知症サポーター養成講座開催回数>



都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数
自治体・地域における養成数（自治体型）

※平成30年12月31日現在

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター 開座 開催回数	メイト数 (※1)	活動 メイト数		サポーター数 (※2)	合計サポーター数 (メイト+ サポーター数) (※1+※2)	総人口に 占める割合 (メイト+ サポーター)	メイト+ サポーター 1人当たり 粗算 高齢者人口	総人口10000 人当たりの 開催開催回数
						活動 メイト数	非活動 メイト数					
全国	127,707,259	34,793,745	27.2%	313,932	142,676	93,371	49,305	10,351,163	10,493,839	8.217%	3.3	24.582
北海道	5,339,539	1,618,695	30.3%	13,548	6,636	3,670	2,966	417,648	424,284	7.946%	3.8	25.373
青森県	1,308,707	408,815	31.2%	3,349	1,703	1,322	381	97,744	99,447	7.599%	4.1	25.590
岩手県	1,264,329	399,210	31.6%	4,823	1,675	1,028	647	158,378	160,053	12.659%	2.5	38.147
宮城県	2,312,080	616,101	26.6%	6,254	2,902	1,844	1,058	215,303	218,205	9.438%	2.8	27.049
秋田県	1,015,057	354,971	35.0%	3,643	2,099	1,097	1,002	96,061	98,160	9.670%	3.6	35.890
山形県	1,106,984	353,539	31.9%	4,224	2,426	1,667	759	130,247	132,673	11.985%	2.7	38.158
福島県	1,919,680	566,218	29.5%	5,778	2,667	1,910	757	178,528	181,195	9.439%	3.1	30.099
茨城県	2,951,087	816,035	27.7%	5,504	2,214	1,503	711	228,298	230,512	7.811%	3.5	18.651
栃木県	1,985,738	537,502	27.1%	5,545	2,248	1,549	699	195,868	198,116	9.977%	2.7	27.924
群馬県	1,990,584	563,819	28.3%	3,174	1,547	941	606	136,137	137,684	6.917%	4.1	15.945
埼玉県	7,363,011	1,877,516	25.5%	12,460	3,981	3,075	906	443,538	447,519	6.078%	4.2	16.922
千葉県	6,298,992	1,655,233	26.3%	11,671	4,240	2,779	1,461	433,482	437,722	6.949%	3.8	18.528
東京都	13,637,346	3,080,886	22.6%	24,481	8,123	5,910	2,213	732,625	740,748	5.432%	4.2	17.951
神奈川県	9,171,274	2,252,226	24.6%	15,689	8,225	6,087	2,138	579,714	587,939	6.411%	3.8	17.107
新潟県	2,281,291	705,995	30.9%	8,061	4,310	3,039	1,271	225,182	229,492	10.060%	3.1	35.335
富山県	1,069,512	331,297	31.0%	3,562	1,662	982	680	116,929	118,591	11.088%	2.8	33.305
石川県	1,150,398	327,229	28.4%	3,196	1,784	1,170	614	107,213	108,997	9.475%	3.0	27.782
福井県	790,758	229,436	29.0%	4,100	1,721	871	850	129,902	131,623	16.645%	1.7	51.849
山梨県	838,823	244,277	29.1%	3,275	1,541	937	604	97,862	99,403	11.850%	2.5	39.043
長野県	2,114,140	643,988	30.5%	6,936	4,519	2,520	1,999	198,822	203,341	9.618%	3.2	32.808
岐阜県	2,054,349	591,283	28.8%	5,471	2,697	1,777	920	180,407	183,104	8.913%	3.2	26.631
静岡県	3,743,015	1,067,203	28.5%	9,468	3,375	2,577	798	324,285	327,660	8.754%	3.3	25.295
愛知県	7,551,840	1,835,121	24.3%	17,066	5,027	3,523	1,504	564,155	569,182	7.537%	3.2	22.598
三重県	1,834,269	521,164	28.4%	5,591	2,649	1,538	1,111	173,879	176,528	9.624%	3.0	30.481
滋賀県	1,419,635	355,635	25.1%	5,514	2,414	1,678	736	207,545	209,959	14.790%	1.7	38.841
京都府	2,563,152	728,064	28.4%	7,712	5,033	3,002	2,031	257,198	262,231	10.231%	2.8	30.088
大阪府	8,856,444	2,348,417	26.5%	18,833	9,264	6,624	2,640	611,733	620,997	7.012%	3.8	21.265
兵庫県	5,589,708	1,536,417	27.5%	13,455	5,330	3,918	1,412	431,363	436,693	7.812%	3.5	24.071
奈良県	1,371,700	407,817	29.7%	2,746	1,455	937	518	93,835	95,290	6.947%	4.3	20.019
和歌山県	975,074	307,004	31.5%	2,598	1,520	985	535	71,472	72,992	7.486%	4.2	26.644
鳥取県	570,824	173,750	30.4%	3,181	1,499	863	636	90,291	91,790	16.080%	1.9	55.726
島根県	691,225	228,232	33.0%	2,758	1,551	744	807	78,891	80,442	11.638%	2.8	39.900
岡山県	1,920,619	559,894	29.2%	5,958	2,773	2,145	628	169,013	171,786	8.944%	3.3	31.021
広島県	2,848,846	803,704	28.2%	6,654	3,381	1,814	1,567	238,283	241,664	8.483%	3.3	23.357
山口県	1,396,197	461,935	33.1%	3,781	2,087	1,298	789	126,537	128,624	9.212%	3.6	27.081
徳島県	757,377	239,245	31.6%	2,511	1,462	898	564	85,357	86,819	11.463%	2.8	33.154
香川県	993,205	298,393	30.0%	2,778	1,199	842	357	91,259	92,458	9.309%	3.2	27.970
愛媛県	1,394,339	437,454	31.4%	3,806	2,116	1,078	1,038	137,370	139,486	10.004%	3.1	27.296
高知県	725,289	244,306	33.7%	2,038	2,099	843	1,256	56,739	58,838	8.112%	4.2	28.099

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター 購置 回数	メイト数 (※1)	活動 メイト数	非活動 メイト数	サポーター数 (※2)	合計サポーター数 (メイト+ サポーター数) (※1+※2)	総人口に 占める割合 (メイト+ サポーター)	メイト+ サポーター 1人当たり 担当 高齢者人口	総人口10000 人当たりの 購置回数
福岡県	5,130,773	1,359,688	26.5%	11,790	5,769	3,465	2,304	401,323	407,092	7.934%	3.3	22.979
佐賀県	833,272	238,516	28.6%	2,602	1,065	729	336	90,425	91,490	10.980%	2.6	31.226
長崎県	1,379,003	424,443	30.8%	4,014	1,602	1,113	489	125,148	126,750	9.191%	3.3	29.108
熊本県	1,789,184	530,773	29.7%	8,778	2,807	1,890	917	328,043	330,850	18.492%	1.6	49.061
大分県	1,169,158	365,917	31.3%	3,739	2,007	1,165	842	117,650	119,657	10.234%	3.1	31.980
宮崎県	1,112,008	339,711	30.5%	4,062	2,400	1,403	997	130,779	133,179	11.976%	2.6	36.529
鹿児島県	1,655,888	501,604	30.3%	4,861	2,227	1,572	655	162,205	164,432	9.930%	3.1	29.356
沖縄県	1,471,536	304,489	20.7%	2,894	1,645	1,049	596	86,497	88,142	5.990%	3.5	19.667

ニューヨーク 日系人会 (アメリカ)				10	56	18	38	218	274			
フィリピン 日系人会 (アメリカ)				2	32	12	20	21	53			
ワシントン 日系人会 (アメリカ)				3				77	77			
ボストン 日系人会 (アメリカ)				1				65	65			
トロント 日系人会 (カナダ)				4	52	11	41	48	100			
バンクーバー 日系人会 (カナダ)					51		51		51			
ドイツ 日系人会 (ドイツ)				47	49	21	28	722	771			
スイス 日系人会 (スイス)				7	1	1		89	90			
タイ 日系人会 (タイ)				5	53	31	22	163	216			
ブラジル 日系人会 (ブラジル)				6				382	382			

※平成30年12月31日までに提出された実施報告書による

※窓口：連絡先として設置されている自治体等を含む

※登録から2年未満のキャラバン・メイトは、活動メイトとしている

※登録から2年間にわたり講座開催実績のないキャラバン・メイトは、非活動メイトとしている

※人口、高齢者人口：総務省発表 住民基本台帳による（平成30年1月1日現在）